

新財源確保策（素案）について〔資料編〕

箱根町特定政策推進室

平成27年9月

目 次

I	新財源確保策（素案）の概要	1
II	新財源確保策（素案）の選定	2
III	新財源確保策（素案）の検討内容 〔①主な税目の評価結果〕	3
IV	〃 〔②主な税目の試算結果と課題〕	5
V	〃 〔③財源補てんのイメージ図〕	6
VI	〃 〔④導入にあたっての共通課題〕	7
VII	〃 〔⑤導入スケジュール〕	9
【参考資料 1】新財源所要額の算出について		
①	新財源所要額の算出方法	10
②	中期財政見通し（総括・歳入の見通し・歳出の見通し）	11
③	行財政改革アクションプランの実施による収支改善効果額について	14
④	歳入歳出見直し調査による収支改善効果額について	15
【参考資料 2】主な税目の概要と課題について		
①	町民税	16
②	固定資産税	19
③	都市計画税	27
④	入湯税	30
⑤	法定外税	32
【参考資料 3】地方交付税の状況について		
①	地方交付税の状況	34

I 新財源確保策（素案）の概要

1 新財源所要額

752百万円〔平成28～33年度の年平均額 (参考) 最大：859百万円 H28年度・最少：623百万円 H31年度〕

中期財政見通しの平成28～33年度の財源不足額約9億／年から行財政改革アクションプラン等の収支改善効果額約1.5億円／年を控除した額

2 導入税目案

「固定資産税超過課税」の導入

新税導入の背景は、町税の著しい減少であるが、現行の歳出水準を維持する中で多くの経費を要しているのは、観光関係の支出とともに山岳地形等を要因とする住民向けの支出もあることから、町内外の幅広い方から負担をお願いする必要があるため、固定資産税の超過課税を採用する。

3 税率及び概算課税額

超過税率	0.28%	超過課税後の固定資産税の税率 1.68% = 【目安】H27年度の固定資産税の税額の20%増
概算課税額	760百万円	土地・家屋・償却資産に1.68%課税した場合の概算課税額

4 適用期間

6年間（平成28～33年度）

地方税法上「その財政上その他の必要があると認める場合には（＝財政上の必要性のみならず、一定の政策目的を達成する場合も理由として認められる）」とされており、今回の超過課税は、財政上の理由によりやむを得ず課税するものであるため、適時、再検証することで理解を得ていくもの。
(第6次総合計画前期基本計画の計画期間など)

5 新財源確保の実施にあたり説明が必要な事項

① 大涌谷の火山活性化による減収は、新財源確保の取組みとは分けて対応する

今回の新財源確保の取組みは、中期的な財源不足の解消が目的であるため、大涌谷の火山活性化の影響による減収は、考慮しない。
なお、大涌谷に係る歳入の減収額や期間は見通せないため、9月からリニューアルしたふるさと納税の積極的なPRによる税外収入の更なる確保や補助金や特別交付税などの財政支援を国・県に働きかけることで対応する。

② 行財政改革の取組みの実施

新財源所要額は、財源不足額9億円／年から行財政改革アクションプランの歳入歳出効果額等約1.5億円／年を控除して7.5億円としている。
このため、行財政改革アクションプラン等に位置付けられた歳入歳出見直しを前提としており、不断の歳入確保・歳出削減の取組みの必要性を改めて説明する必要がある。

③ 人件費については町の取組みを特に説明する必要がある

4月以降実施した財政状況説明会や町民アンケートにおいて、人件費削減の取組みへの意見を多数いただいたため、これまでの人件費削減の取組みとともに今後の削減の内容について、改めて説明していく。

II 新財源確保策（素案）の選定

1 新財源確保策について

新財源確保策の選定にあたり、主な税目について地方税の一般的な考え方を踏まえた本町の適正について評価した結果とともに、実際の導入にあたっての試算額と課題をもとに検討した結果、新財源所要額約7.5億円／年を確保するために考えられる手法は、次の2案があげられる。

新財源確保案	導入手法	税率改正案※	財源確保額
単独税目案	固定資産税超過課税の導入	0.28%(1.68%)	760百万円
複数税目案	固定資産税超過課税の導入	0.22%(1.62%)	600百万円
	日帰り入湯税の引上げ	100円(50→150円)	156百万円

※ 税率改正案の税率は、改定分の税率、()は改定後の税率

【参考】他の税目の主な不採用理由

税目	不採用の主な理由
町民税	・ 法人町民税法人税割の超過課税の場合、增收額が11百万円であり財源不足の補てんにならないため。 ・ 個人町民税は、観光関係の支出が多いなか、町民への過度の負担となる。また、県・横浜市のように目的税化する場合は、制度設計に時間を要するため。
都市計画税	課税区域の設定に時間をおかなければならぬこと、現状の使途は、下水道繰出金のみであり入湯税と使途が重複するため実質的な財源不足解消は約1.8億円にとどまるため
法定外税	一定の增收額を確保するためには、別荘等所有税（熱海市）や宿泊税（東京都）が考えられるが、本町にこれらの制度を導入するには、入湯税や都市計画税などの他税目との関係整理や、会員制ホテル等の課税客体の問題など課題が多くあるため

2 新財源確保策の選定について

2つの新財源確保案について、本町が導入すべきと考える案とその理由は、次のとおりである。

採用案	理由
単独税目案	・ 財源不足の主な要因が町税の著しい減収であり、次年度予算への速やかな対応が必要であること、さらに補てん財源の安定性や規模等から総合的に検討した結果、単独税目案の方が、財源不足を解消しつつ導入時間等の問題も解決できる ・ 複数税目案は、固定資産税超過課税に加えて日帰り入湯税を標準税率に引き上げるものであるが、入湯税の引上げには、使途の問題から増税額が限定されるとともに、観光客への課税となるため観光立町のイメージ上の問題や大涌谷の火山活性化の状況を踏まえると予定する歳入を確保できない恐れがある。

3 新財源確保にあたっての考え方

今回の新財源確保策は、財政上の理由により実施するため、新財源確保に向けて負担と使途の関係性を明確化しないものであるが、概ねの考え方は次のとおりである。

新財源確保の背景は、町税の著しい減少であるが、現行のサービス水準を維持する中で多くの経費を要しているのは、ごみ処理、消防、下水道、観光施策や観光施設など観光関係の支出と共に山岳地形等を要因とする出張所の地域ごとの配置や小中高校生への通学支援施策など住民向けの支出もあり、町内外の幅広い方から負担を求めることが適切と考えられるため、固定資産税の超過課税を採用する。

III 新財源確保策（素案）の検討内容【①主な税目の評価結果】

1 新財源確保手法の本町の評価

次の評価は、地方税の一般的な考え方を踏まえ本町の各税目における納税義務者の構成や税収規模、徴収事務量等を勘案して独自に評価したもの。

●新財源確保策の評価結果

区分	1) 個人町民税	2) 法人町民税	3) 固定資産税	4) 入湯税	5) 都市計画税	6) 法定外税
① 使途自由度	◎	◎	◎	○	△	-※2
② 収入安定性	○	○	○	○	○	-※3
③ 応益性	◎	○	○	○	○	○
④ 徴税事務量	○	○	○	○	△	△
⑤ 導入時間	○	○	○	○	△	△
⑥ 増収規模	△	△	○	○	○	○

※1 町が各手法を相対的に行いました。評価結果の記号の意味は、次のとおり。【◎：適性が高い ○：ある程度適性がある △：適性が低い】

※2 法定外普通税であれば使途自由、目的税であれば使途制限あり。

※3 法定外税は、熱海市の別荘所有税のような資産が課税対象であれば安定性は高い一方、東京都の宿泊税のような観光客対象であれば、入湯税と同様に安定性は低くなると考えられます。

●新財源確保策の評価内容

区分	評価内容
① 使途自由度	<ul style="list-style-type: none"> 本町の財政需要は社会保障、教育、衛生、消防、都市基盤整備など多岐の政策分野に及びます。このため使途の自由度は高いことが望まれます。 普通税である1)個人町民税～3)固定資産税は、「使途の自由度が高い」と評価しました。 目的税である4)入湯税、5)都市計画税は、社会保障関係費（扶助費や繰出金等）への充当はできること。さらに都市計画税は都市計画事業に使途が限定され本町ではほぼ下水道事業が対象となることから、「使途の自由度が低い」と評価しました。
② 収入安定性	<ul style="list-style-type: none"> 本町の財源不足は構造的かつ長期にわたると見込まれます。そのため、収入の安定性は高いことが望されます。 地方税原則における「安定性の原則」は、一般的に安定したサービスを提供する地方自治体の収入として、景気変動に伴う税収の増減が少ない税目が望ましいということであり、その点で法人町民税の収入安定性は低いと評価されます。 その原則をもとに、本町の過去の税収動向、人口変動や社会経済情勢の変化、自然環境などを総合的に勘案し、次のように評価しました。 3)固定資産税及び課税対象が類似する5)都市計画税は、評価替えによる減収があるものの年度間の大幅な増減はないことから、「収入安定性が高い」と評価しました。 1)個人町民税は、一般的に収入安定性が高いと言われていますが、本町の場合、平均所得が低いなか過去に一部の高額所得者の町外転出により大きな減収があったことから、「ある程度の収入安定性がある」と評価としました。また、2)法人町民税は、一般的に収入安定性は低いとされておりますが、寮・保養所が多く均等割と法人税割の割合が6:4と均等割の割合が大きいことから、「ある程度の収入安定性がある」と評価しました。 4)入湯税については、年間2,000万人の観光客が来町し一定の安定性はありますが、社会経済情勢の変動を受けやすいとともに、大涌谷火山・地震活動による減収が見込まれていることから、「ある程度の収入安定性がある」と評価しました。

III 新財源確保策（素案）の検討内容 [①主な税目の評価結果]

●新財源確保策の評価内容

区分	評価内容
③ 応益性	<ul style="list-style-type: none"> 租税の公平性の評価については、国や地方公共団体が提供する公共サービスの受益に応じて税を負担することが公平だとする応益性の原則と、社会の構成員の経済力に応じて負担することが公平だとする応能性の原則があります。そのうち、地方税においては、一定の地域において提供される行政サービスに対して住民が税を負担するという応益性の考え方方がより求められるとされています。 1)の個人町民税は負担分任※の性格をもつ均等割に加え、所得割についても三位一体改革にともなう比例税率化により、応益性が高められていることから「応益性が高い」と評価しました。2) 法人町民税については、特に法人税割は応能性を持ちますが、本町では均等割の割合が高く応益性の要素が高いことから、「ある程度の応益性がある」と評価しました。 3) 固定資産税は、住宅や観光施設ができると道路や上下水道の整備、ごみ処理に加えこれらの資産を守るために消防施設も必要となるなど、資産保有と行政サービスとの受益関係に着目した税であり、「ある程度の応益性が高い」と評価しました。 5) 都市計画税は、課税対象が固定資産税とほぼ同様の税であり、加えて特定の支出目的のために課税する目的税です。一般的に目的税は、ただちに応益性が高いと判断されるものではありませんが、本町で想定される使途内容を勘案して、「応益性が高い」と評価しました。 4) 入湯税は、都市計画税と同様に本町で想定される使途内容を勘案して「応益性が高い」と評価しました。また、法定外税についても他団体の導入事例等から「応益性が高い」と評価しました。
④ 徴税事務量	<ul style="list-style-type: none"> 本町としては、徴税に係る事務量については、より少なく、効率的な徴収が可能なことが望れます。 1)個人町民税～4)入湯税は、既存の税であり、事務量の増加は基本的に無いと評価しました。 ただし、町民税については、均等割と所得割（法人税割）の2つの手法があり、超過課税・不均一課税の方法によっては事務量の増加も予想されることから、「ある程度の事務量がある」と評価しました。5)都市計画税及び6)法定外税は、本町にとって新税のため、事務量の増加が予想されることから、「事務量は多い」と評価しました。
⑤ 導入時間	<ul style="list-style-type: none"> 新たな税負担を導入する場合、本町の特性や課題を踏まえて導入時間を評価した結果は、次のとおりとなります。 1)及び2)の町民税は、神奈川県の水源環境保全税や横浜市のみどり税のような超過課税を導入する場合、幅広い納税義務者から負担を求めるための目的や使途など制度の検討が必要となるため「ある程度の導入時間を要する」と評価としました。3)固定資産税は、既存税であり税率の検討は必要なものの多くの時間を要しないことから「導入時間は短い」と評価しました。 4)入湯税は、現在、宿泊150円・日帰り50円の不均一課税を行っており、税率の見直しを行う場合には、この評価とともに使途の検討が必要であることから、「ある程度の導入時間を要する」と評価しました。 5)都市計画税は、本町では新税となるとともに課税対象区域（町全域もしくは一部区域）の検討が必要なことを考慮し、「導入時間を要する」と評価しました。6)法定外税は、新たに課税対象等の制度の検討自体が必要であり、さらに総務大臣の事前同意が必要であることから、「導入時間を要する」と評価としました。
⑥ 増収規模	<ul style="list-style-type: none"> 本町としては、見込まれる財源不足を補うことができる増収規模が必要です。 中期財政見通しの財源不足額は約9億円／年と多額の不足が見込まれている中で、3)固定資産税は、本町の町税収入約63億円のうち約7割の44億円（平成25年度決算）を占める基幹税目であり、ある程度の税率改正により一定の増収規模を確保できることから「適性が高い」と評価しました。なお、5)都市計画税についても、課税対象等が異なるものの固定資産税に近い増収規模が見込まれますが、財源不足を補う規模には及ばないことから「ある程度の適性がある」と評価しました。 1)及び2)の町民税については、制限税率や導入事例からの超過課税適用からは、増収は小規模にとどまらざるを得ないと考えられることから「適性が低い」と評価としました。4)入湯税、6)法定外税（東京都の宿泊税を想定）については、ある程度の増収規模は想定できるものの財源不足を補う規模には及ばないことから「ある程度の適性がある」と評価しました。

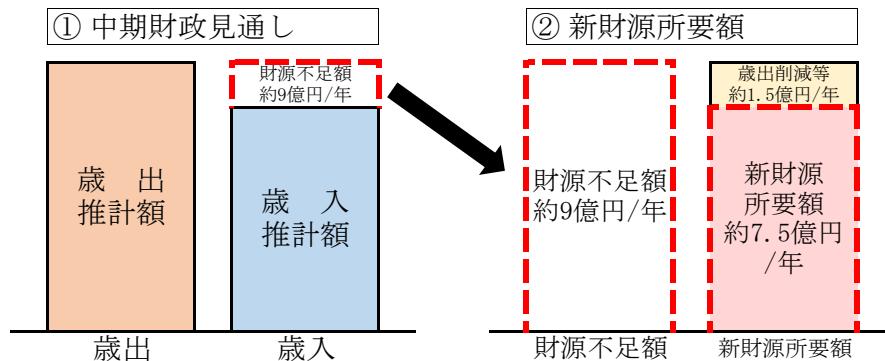
IV 新財源確保策（素案）の検討内容 [②主な税目の試算結果と課題]

主な税目について増税額を試算するとともに課題を整理した概要は、次のとおりである。なお、税目ごとの詳細な検討結果は、参考資料2のとおり。

税目	税率	試算額(税額ベース)	増収方法	課題等
法人町民税	12.1% 資本金出資金・出資金の額が1億円超5億円以下10.9%、1億円未満9.7%	11百万円 ※ 県内市町村の多くが適用する税率を基に試算	超過税率の採用	<ul style="list-style-type: none"> 財源不足解消のためには、他の手段との併用が前提となる 一般町民や中小事業者には負担がないが、増収規模が11百万円であるため、導入するメリットは、ほぼないと考えられる
固定資産税 (普通税)	1.5%	280百万円	超過税率の採用 ※ 新財源確保所要額7.5億円を勘案すると、税率は1.68% (+0.28%) となる	<ul style="list-style-type: none"> 財源不足を理由とした超過課税であるため、財政上の必要性を適時検証する必要がある
	1.6%	560百万円		<ul style="list-style-type: none"> 納税義務者の約7割を占める町外在住者・事業者に対する説明が望まれる
	1.7%	840百万円		<ul style="list-style-type: none"> 特に約16,000の納税義務者のうち町内外の納税額上位30で増税額の約4割を占めるので、これらの負担が非常に大きい
	※参考試算 1.68%	760百万円		<ul style="list-style-type: none"> モデルルケース上の負担増額（専用住宅8千円・店舗併用住宅45千円）
都市計画税 (目的税)	0.1%	254百万円	(区域設定の考え方)	(区域設定における課題)
	0.2%	507百万円		<ul style="list-style-type: none"> 3号下水道区域や1号2号区域内でも当面下水道整備が見込まれない方に課税することが困難
	0.3%	761百万円	※ 町全域に課税する場合の増収額 ● 用途地域外の山林、原野、池沼を除き課税する方法	<ul style="list-style-type: none"> 地番ごとの用途地域内外の確定に時間と費用が必要（委託の場合、概算で最低1年・10百万円）
	※参考試算 0.15%	381百万円		<ul style="list-style-type: none"> 地番ごとの公共下水道全体計画区域の確定に時間と費用が必要（委託費は未確認。用途地域以上に時間費用が必要と思われる）
			● 用途地域以外の公共下水道全体計画区域を対象に課税する方法 ※ 充当先である下水道繰出金の推計は、4億円前後であるため、税率は0.15%と見込まれる	(その他の課題) <ul style="list-style-type: none"> 賦課徴収に新たな職員が必要である 財源不足解消のためには、他の手段との併用が前提となる 当面の使途が下水道のみなので入湯税との関係整理が必要である 下水道に全額充当する場合、使途が重複する入湯税が209百万円オーバーフローするため、入湯税の税額を引下げる必要がある
				<ul style="list-style-type: none"> 財源不足解消のためには、他の手段との併用が前提となる 27年度予算ベースの充当対象一般財源は844百万円であり既に693百万円充当しているため、差し引き151百万円分しか引上げできず、財源不足の解消には効果があまりない 環境整備の充当額が2/3を超えるので、使途の整理が必要である
	日帰り50円UP 宿泊50円UP ※参考試算 日帰り150円	78百万円 205百万円 156百万円	<ul style="list-style-type: none"> 日帰り、宿泊とともに50円UPした場合の増収額を算出 <p>※ 使途の制約から、増税可能額は、日帰りの標準税率適用（50→150円）程度となる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総務省の同意が必要である 新税導入は、新規需要の場合は、理解を得やすくかつ課税も速やかに行えるが、自然環境の保護などは理解は得やすいものの、課税対象が特定にくく、徴収コストに見合う増収が見込めず、費用対効果の面から難しいものがあると考えられる。
法定外税	財源不足を補う税目は見当たらぬ	—	<ul style="list-style-type: none"> 別荘等所有税（熱海市） 宿泊税（東京都） 遊漁税（富士河口湖町）など 	

V 新財源確保策（素案）の検討内容 [③財源補てんのイメージ図]

1 新財源確保所要額の算出



算出の考え方

- ① 中期財政見通しのH28～33の財源不足額の平均約9億円
- ② 新財源所要額は、財源不足額から行財政改革アクションプラン等のH28～33の収支改善効果額の平均1.5億円を控除した7.5億円となる

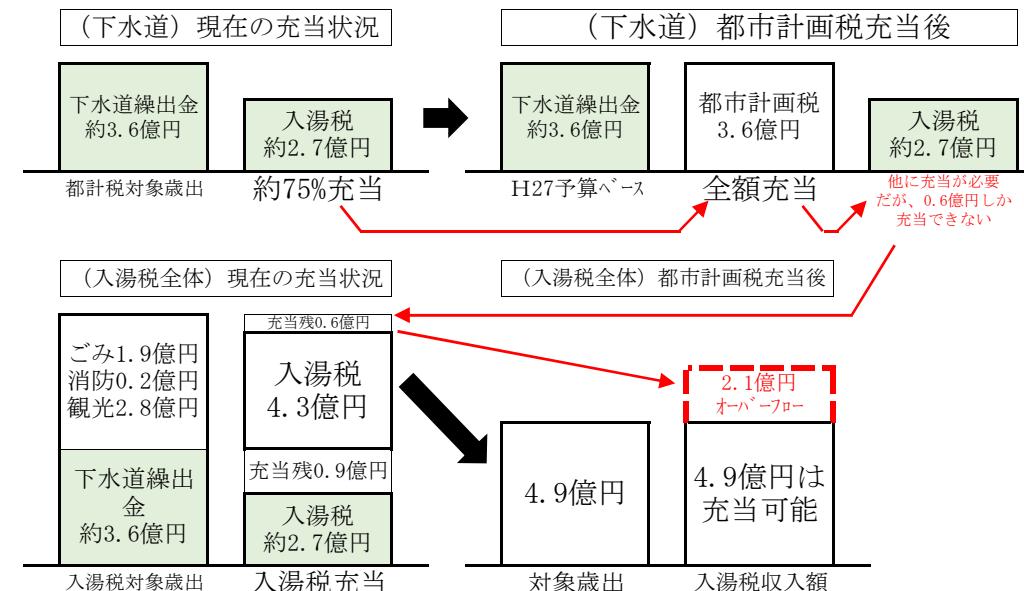
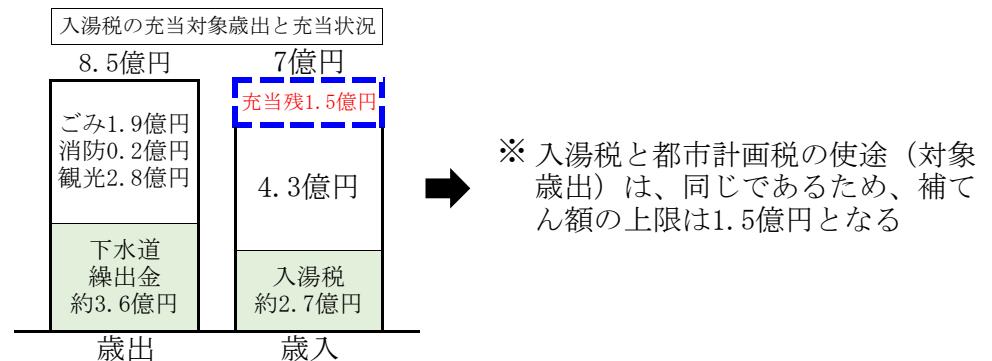
2 新財源所要額の主な税目別補てん可能額



●算出の考え方

- ① 新財源所要額7.5億円に対し、固定資産税は、税率を1.68%（超過課税0.28%）とすることで財源補てんが可能
- ② 入湯税と都市計画税は、使途が同じであるため1.5億円前後しか財源補てんできない（都市計画税+0.3億円は街路事業分）

3 都市計画税と入湯税の課税上限とその関係



●算出の考え方

- ※ 都市計画税や入湯税を採用する場合、目的税で使途が重複するため、増税額は、現在の入湯税の充當対象歳出の範囲内となり、その額は最大1.5億円（都市計画税の場合1.8億円）程度となる。（新規事業への目的税導入ではないため、財源不足解消効果は限定的となる）

VI 新財源確保策（素案）の検討内容 [④導入にあたっての共通課題]

● 新財源確保策の導入にあたっての共通する課題は、次のとおりである

区分	課題	今後の対応											
① 財政状況の周知	<ul style="list-style-type: none"> 今回の新財源確保の取組みは、財源不足の補てんを目的とするものであるため、町民に対しこれまで以上に財政状況を説明する必要がある 特に新財源確保策の導入による財政への効果については、毎年度、検証し周知を行う必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の新財源確保の取組みにあたっては、町の家計簿の作成や中期財政見通しを用いた町民説明会や町HPへの掲載など新たな取組みを実施しているため、これらを参考に来年度以降も引き続き、町民等への周知を十分行うこととする 											
② 行財政改革アクションプラン・公共施設の見直しの着実な実施	<ul style="list-style-type: none"> 新たな財源確保は、行財政改革アクションプラン等の収支改善効果額を前提に所要額を算出しており、また、6年間の期限を設けているため、個別の推進項目を計画的かつ着実に推進する必要がある。 公共施設の見直しについては、今後策定する公共施設再編計画の結果を適切に反映する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 推進項目の取組状況は、毎年度、調査を行い進捗を管理するとともに、計画期間の中間年度にプランの見直しを行う予定であり、その際に検証を実施することで着実な推進を図る。 公共施設の見直しは、平成27年6月に「公共施設マネジメント基本方針」を策定し今後約40年間で公共施設の延床面積の3割削減を目標とした。これを受けて公共施設再編計画を策定中であり、策定後、その結果を適切に反映させるものとする 											
③ 第6次総合計画の推進に係る実施事業と財源の調整	<ul style="list-style-type: none"> 新たな財源確保の期間は、第6次総合計画前期基本計画の最終年度にあわせ平成33年度までの6年間としている。 現状では、新たな財源確保が先行していることから、次期総合計画の実施計画が策定できた段階で再度、財源不足額の算定が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 第6次総合計画の実施計画策定後、中期財政見通しの改定（主に事業費の更新）を行い、行財政改革アクションプランの進捗状況等も勘案して財源不足額の再算定を行い、その結果を適切に反映させるものとする 											
④ 徴収体制の強化や課税体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 納税者に対して、税の公平性を確保するために、滞納者に対する徴収体制のさらなる強化や、課税体制の充実（未申告者指導や、不申告者に対する過料等の罰則の措置、賦課業務の充実等）を行い、納税者の不公平感をなくす必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 口座振替の推奨、納税者との折衝、滞納処分の強化に取り組むとともに、償却資産の課税客体を把握するため、国県OB職員を採用し、調査を実施する。 											
⑤ 使用料・手数料改定の着実な実施	<ul style="list-style-type: none"> 新財源確保策と共に必要な使用料・手数料の見直しは、着実に行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的には、中期財政見通しにおいて料金改定予定とした使用料、手数料の見直しとともに、行財政改革アクションプランにおいて「手数料・使用料の見直し方針」を策定※し、その方針をもとに定期的な見直しを実施すると位置付けているため、これらを着実に実施する必要がある。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>対象会計</th><th>増収推計額の内訳</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中期財政見通し反映済みの使用料等</td><td>一般会計</td><td>約6百万円/年(H28～33年度)</td></tr> <tr> <td>下水特会</td><td>約52百万円/年(H28～33年度) 約92百万円/年(H28～33年度)</td></tr> <tr> <td>使用料等基本方針策定後の料金改定※</td><td>一般会計</td><td>約8百万円/年(H29～33年度)</td></tr> </tbody> </table>	区分	対象会計	増収推計額の内訳	中期財政見通し反映済みの使用料等	一般会計	約6百万円/年(H28～33年度)	下水特会	約52百万円/年(H28～33年度) 約92百万円/年(H28～33年度)	使用料等基本方針策定後の料金改定※	一般会計	約8百万円/年(H29～33年度)
区分	対象会計	増収推計額の内訳											
中期財政見通し反映済みの使用料等	一般会計	約6百万円/年(H28～33年度)											
	下水特会	約52百万円/年(H28～33年度) 約92百万円/年(H28～33年度)											
使用料等基本方針策定後の料金改定※	一般会計	約8百万円/年(H29～33年度)											

VI 新財源確保策（素案）の検討内容〔④導入にあたっての共通課題〕

● 新財源確保策の導入にあたっての共通する課題は、次のとおりである

区分	課題	今後の対応
⑥ 下水道受益者負担金の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 下水道受益者負担金は、負担を求めるべき経過があり、今日に至っている。現状では条例違反となってしまうことから「都市計画税」の導入等に併せ「箱根都市計画下水道受益者負担に関する条例」は、廃止する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和48年2月に第1号公共下水道の都市計画決定を行い、受益者負担金を徴収する目的で条例を制定し昭和48年6月に施行されたが処理場用地問題が長引き受益者負担金適用ができない中、県が整備していた特定環境保全下水道が町に移管され、第2号公共下水道と名称変更し、昭和60年に供用開始された。その際、分担金条例も定めず受益者負担金適用ができなかったことから、第1号公共下水道の供用開始時も公平性の観点から見送られたため、第3号公共下水道にも受益者負担を課すのは困難であり、機会を捉えて条例の廃止を行う。
⑦ 固定資産税の国際観光ホテル整備法に基づく不均一課税の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 国際観光ホテル整備法に基づく固定資産税の不均一課税は、条例に基づき市町村の判断で行われるものであるが、通常、不均一課税を導入する場合でも、公平性の原則から永久的又は長期的な課税免除は適当でないとされている（昭和26年4月16日付地財委税第823号の2）。 本町の場合、「第1年度0.7/100、第2年度0.84/100、第3年度0.98/100、第4年度1.12/100、第5年度1.26/100」と変動しているが、軽減措置の期間は設けていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際ホテル整備法に基づく固定資産税の不均一課税については課題はあるものの、制度自体は存続すべきものであるため、新たな財源確保とは別に見直しを行う。 具体的には、軽減期間5年とし、6年目以降は標準税率1.4/100を適用していく条例改正を平成28年度に実施することで、対象の旅館・ホテル等への説明・理解を求めていく。（現時点では適用を受けている施設は、経過措置を3年間とするもの）
⑧ 入湯税納期内納入事務取扱交付金の廃止	<ul style="list-style-type: none"> 特別徴収義務者に対する入湯税納期内納入事務取扱交付金は、地方税法上規定がないことなどにより、早期に是正する必要がある。 「新たな財源確保」の導入をきっかけに、廃止を行い、併せて目的税の趣旨について改めて理解を得る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 本交付金については、平成22年3月議会において近い将来、廃止の方向で検討という方針を示している。 平成28年度に関係業界と調整を行ったうえで、平成29年6月に支出する平成28年度後期分を最後に廃止する。

VII 新財源確保策（素案）について〔事務スケジュール〕

- 新たな財源確保として、固定資産税超過課税と入湯税を想定した今後の事務スケジュールは次のとおりである

・ 固定資産税超過課税

(平成27年)

賦課
期日

(平成28年)

11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
税率改正 条例上程	税率改正 条例可決	利用状況等 の調査	評価額の 計算	評価調書 の作成	総覧帳簿の 作成・縦覧	納税通知 書発送	
				価格等決定	納税通知書 封入委託	返礼調査・再発送 公示送達	
				課税台帳への 登録・公示			
				納税通知書 印刷		審査請求 異議申し立て	

・ 日帰り入湯税

(平成27年)

(平成28年)

施行

11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
税率改正 条例上程	税率改正 条例可決	システム 改修	テスト				
		入湯税特別徴収簿の 作成委託		チラシ・ポスターの 作成・配付			

・ 制度周知

(平成27年)

(平成28年)

11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
	税率改正 条例可決	納税義務者 への周知 住民説明会	広報 周知		広報 周知		
町ホームページによる周知							

【参考資料 1】新財源所要額の算出について [①新財源所要額の算出方法]

1 新たな財源確保の具体的な内容について

中期財政推計における平成28年度以降の財源不足額約9億円／年を解消するために、「新財源所要額」及び「新財源所要額を満たすための税率」について整理したもの

2 新財源所要額について

新財源所要額の算出については、中期財政見通しの財源不足額から行財政改革アクションプランと歳入歳出見直し結果による効果額と削減額を控除したものと「新財源所要額」としたもの

(新財源所要額) ④=①-②-③

- ① 「中期財政見通しの財源不足額」
 - ② 「行財政改革アクションプランの取組みによる収支改善効果額」…詳細は参考資料1のとおり
 - ③ 「歳入歳出見直し調査による歳出削減額」…詳細は参考資料2のとおり
- ※ただし、②③の効果額の重複分と中期財政見通しで②③の内容が反映済みのものは、控除している

●新財源所要額の算出

項目	H28	H29	H30	H31	H32	H33	年平均
中期財政見通しの財源不足額※ ①	927,557	900,611	866,836	834,522	939,716	925,696	899,156
行財政改革アクションプランの収支改善効果額 ②	51,749	118,665	134,290	195,228	140,496	140,496	130,154
歳入歳出見直し調査による歳出削減額 ③	16,568	16,484	16,568	16,484	16,568	16,484	16,526
新財源所要額 (④=①-②-③) ④	859,240	765,462	715,978	622,810	782,652	768,716	752,476 ≒ 752百万円

※中期財政見通しでは、一般会計使用料の一部、及び下水道使用料の料金改定を見込んでいるもの

- ・一般会計使用料 約6,000千円／年 (H28～33年度)
- ・下水道使用料 約52,000千円／年 (H29～31年度)、約92,000千円 (H32～33年度)

3 新財源所要額を満たすための税率について

新財源所要額を満たすために、想定している固定資産税超過課税の税率を次のとおり算出したもの

$$\begin{aligned} \text{固定資産税超過課税の税率} &= \frac{\text{「年平均新財源所要額」}}{\text{「固定資産税超過課税の0.1%増した場合の調定見込額」}} \times \text{「固定資産税のH28以降の現年分見込徴収率」} \\ &= 752 \text{ 百万円} \div (280 \text{ 百万円} \times 0.97) = 0.2769 \% \\ &\equiv 0.28 \% (760 \text{百万円}) \end{aligned}$$

●まとめ

新財源所要額を満たすための固定資産税超過課税の税率は、0.28%（固定資産税の税率1.68%・新たな財源確保額760百万円）と算出された。この場合、納税者の負担増加率の目安は、平成27年度の固定資産税の税額の20%増となる。（ただし、軽減措置の有無等により異なる）

【参考資料1】新財源所要額の算出について〔②中期財政見通し（総括）〕

【歳入歳出総括】

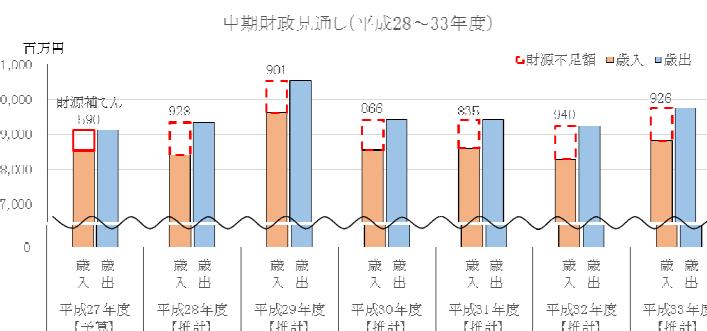
区分	年 度	平成27年度 (予算)		平成28年度 (推計)		平成29年度 (推計)		平成30年度 (推計)		平成31年度 (推計)		平成32年度 (推計)		平成33年度 (推計)	
		伸率		伸率		伸率		伸率		伸率		伸率		伸率	
経常的収入 ①	7,803	—		7,131	▲ 8.6	7,121	▲ 0.1	7,155	0.5	7,190	0.5	7,190	0.0	7,302	1.6
経常費 ②	6,101	—		6,171	1.1	6,163	▲ 0.1	6,118	▲ 0.7	6,134	0.3	6,260	2.1	6,245	▲ 0.2
差引事業費一般財源充当額 ③=①-②	1,702	—		959	▲ 43.7	958	▲ 0.1	1,037	8.2	1,055	1.7	930	▲ 11.8	1,057	13.7
事業費特定財源 ④	1,321	—		1,267	▲ 4.1	2,512	98.3	1,396	▲ 44.4	1,396	0.0	1,097	▲ 21.4	1,527	39.2
事業費 ⑤	3,023	—		3,154	4.3	4,370	38.6	3,299	▲ 24.5	3,286	▲ 0.4	2,966	▲ 9.7	3,509	18.3
歳入総額 ⑥=①+④	9,124	—		8,398	▲ 8.0	9,632	14.7	8,551	▲ 11.2	8,585	0.4	8,287	▲ 3.5	8,828	6.5
歳出総額 ⑦=②+⑤	9,124	—		9,326	2.2	10,533	12.9	9,417	▲ 10.6	9,420	0.0	9,226	▲ 2.1	9,754	5.7
財源不足額 ⑧=⑥-⑦	0	—		▲ 928	皆減	▲ 901	▲ 2.9	▲ 866	▲ 3.9	▲ 835	▲ 3.6	▲ 940	12.6	▲ 926	▲ 1.5

【財政調整基金】

区分	年 度	平成27年度 (予算)		平成28年度 (推計)		平成29年度 (推計)		平成30年度 (推計)		平成31年度 (推計)		平成32年度 (推計)		平成33年度 (推計)	
		伸率		伸率		伸率		伸率		伸率		伸率		伸率	
基金取崩し（繰入金）	317	—		0	▲ 100.0	0		0		0		0		0	
基金積立金	10	—		60	500.0	60	0.0	70	16.7	70	0.0	70	0.0	70	0.0
年度末基金残高	234	—		294	25.6	354	20.4	424	19.8	494	16.5	564	14.2	634	12.4

【町債】

区分	年 度	平成27年度 (予算)		平成28年度 (推計)		平成29年度 (推計)		平成30年度 (推計)		平成31年度 (推計)		平成32年度 (推計)		平成33年度 (推計)	
		伸率		伸率		伸率		伸率		伸率		伸率		伸率	
年度末町債残高	6,602	—		6,421	▲ 2.7	7,315	13.9	7,459	2.0	7,558	1.3	7,352	▲ 2.7	7,371	0.3



● 中期財政見通しの推計方法

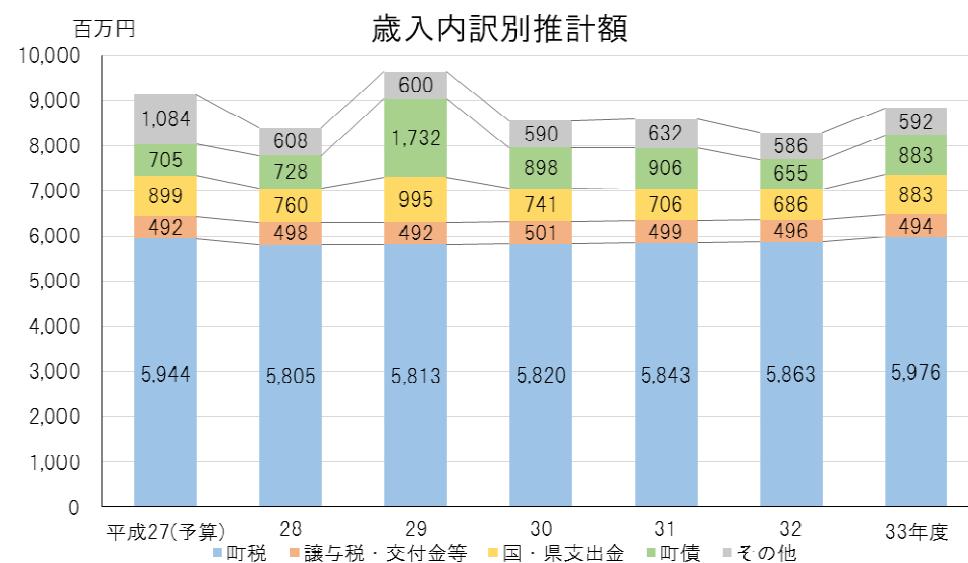
- 対象期間：平成28年度から平成33年度までの6年間
- 対象会計：一般会計
- 調査時点：平成27年5月
- 算定の基本的前提条件
 - 平成27年度当初予算を基準に過去の予算決算額の伸び率等を参考に推計を行っております。
 - 地方税制度をはじめとした地方財政制度は、現行制度を基本としております。
 - 事業は、「箱根町第5次総合計画後期基本計画」の実施計画を基本としております。
 - 平成29年4月に消費税が増税（8%→10%）されるものとして推計しております。

【参考資料1】新財源所要額の算出について〔②中期財政見通し（歳入の見通し）〕

【歳入の見通し】

(単位：百万円、%)

年 度 区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
	(予算)	伸率	(推計)	伸率	(推計)	伸率	(推計)	伸率	(推計)	伸率	(推計)	伸率	(推計)	伸率
町税	5,944	—	5,805	▲ 2.3	5,813	0.1	5,820	0.1	5,843	0.4	5,863	0.3	5,976	1.9
地方譲与税	44	—	42	▲ 4.5	40	▲ 4.8	38	▲ 5.0	37	▲ 2.6	35	▲ 5.4	34	▲ 2.9
各種交付金等	437	—	428	▲ 2.1	423	▲ 1.2	431	1.9	429	▲ 0.5	427	▲ 0.5	424	▲ 0.7
地方交付税	11	—	28	154.5	30	7.1	31	3.3	33	6.5	35	6.1	37	5.7
分担金及び負担金	22	—	23	4.5	23	0.0	23	0.0	23	0.0	23	0.0	23	0.0
使用料及び手数料	358	—	362	1.1	350	▲ 3.3	349	▲ 0.3	347	▲ 0.6	346	▲ 0.3	344	▲ 0.6
国庫支出金	408	—	325	▲ 20.3	656	101.8	359	▲ 45.3	327	▲ 8.9	313	▲ 4.3	508	62.3
県支出金	490	—	434	▲ 11.4	339	▲ 21.9	383	13.0	379	▲ 1.0	373	▲ 1.6	375	0.5
財産収入	80	—	45	▲ 43.8	45	0.0	45	0.0	45	0.0	44	▲ 2.2	44	0.0
寄付金	6	—	27	350.0	27	0.0	27	0.0	27	0.0	27	0.0	27	0.0
繰入金	343	—	18	▲ 94.8	18	0.0	18	0.0	53	194.4	17	▲ 67.9	16	▲ 5.9
繰越金	170	—	50	▲ 70.6	50	0.0	50	0.0	50	0.0	50	0.0	50	0.0
諸収入	106	—	83	▲ 21.7	87	4.8	78	▲ 10.3	87	11.5	79	▲ 9.2	87	10.1
町債	705	—	728	3.3	1,732	137.9	898	▲ 48.2	906	0.9	655	▲ 27.7	883	34.8
歳入合計	9,124	—	8,398	▲ 8.0	9,632	14.7	8,551	▲ 11.2	8,585	0.4	8,287	▲ 3.5	8,828	6.5

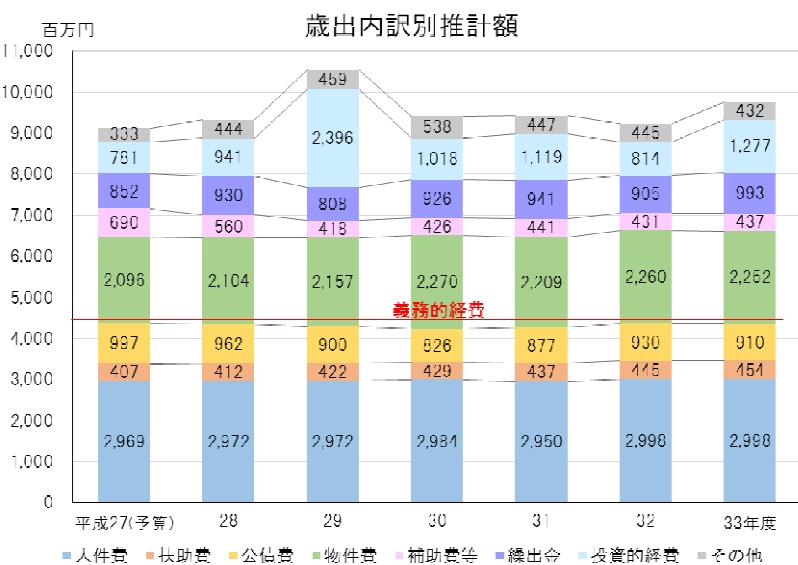


【参考資料1】新財源所要額の算出について〔②中期財政見通し（歳出の見通し）〕

【歳出の見通し】

(単位：百万円、%)

年 度 区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
	(予算)	伸率	(推計)	伸率	(推計)	伸率	(推計)	伸率	(推計)	伸率	(推計)	伸率	(推計)	伸率
義務的経費	4,373	—	4,347	▲ 0.6	4,294	▲ 1.2	4,239	▲ 1.3	4,264	0.6	4,372	2.5	4,362	▲ 0.2
人件費	2,969	—	2,972	0.1	2,972	0.0	2,984	0.4	2,950	▲ 1.1	2,998	1.6	2,998	0.0
扶助費	407	—	412	1.2	422	2.4	429	1.7	437	1.9	445	1.8	454	2.0
公債費	997	—	962	▲ 3.5	900	▲ 6.4	826	▲ 8.2	877	6.2	930	6.0	910	▲ 2.2
物件費	2,096	—	2,104	0.4	2,157	2.5	2,270	5.2	2,209	▲ 2.7	2,260	2.3	2,252	▲ 0.4
補助費等	690	—	560	▲ 18.8	418	▲ 25.4	426	1.9	441	3.5	431	▲ 2.3	437	1.4
繰出金	852	—	930	9.2	808	▲ 13.1	926	14.6	941	1.6	905	▲ 3.8	993	9.7
投資的経費	781	—	941	20.5	2,396	154.6	1,018	▲ 57.5	1,119	9.9	814	▲ 27.3	1,277	56.9
維持補修費	287	—	352	22.6	372	5.7	441	18.5	349	▲ 20.9	348	▲ 0.3	334	▲ 4.0
投資及び出資金	0	—	0		0		0		0		0		0	
貸付金	12	—	8	▲ 33.3	3	▲ 62.5	3	0.0	3	0.0	3	0.0	3	0.0
積立金	14	—	64	357.1	64	0.0	75	17.2	75	0.0	75	0.0	75	0.0
予備費	20	—	20	0.0	20	0.0	20	0.0	20	0.0	20	0.0	20	0.0
歳出合計	9,124	—	9,326	2.2	10,533	12.9	9,417	▲ 10.6	9,420	0.0	9,226	▲ 2.1	8,754	▲ 5.1



【参考資料1】新財源所要額の算出について〔③行財政改革アクションプランの実施による収支改善効果額について〕

●行財政改革アクションプランによる収支改善効果額【財政推計未反映】

単位：千円

	推進項目	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	合計	備考	
			財政推計対象期間※1								
		行財政改革アクションプラン推進期間									
方針1	5 使用料・手数料の見直し	—	—	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	40,000		
	11 町ホームページバナー広告による収入確保	—	500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,500		
	12 ふるさと納税の促進	—	10,000	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	97,500		
	16 未利用土地の売却促進	—	—	—	—	54,732	—	—	54,732	※2	
	17 廃道・水路敷等の売却促進	0	0	0	0	0	0	0	0	※2	
年度計〔歳入増加分〕		0	10,500	26,500	26,500	81,232	26,500	26,500	197,732		
方針2	19 総合保健福祉センター照明器具のLED化	0	397	541	602	602	602	602	3,346		
	21 長期継続契約制度の導入	—	—	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000		
	22 入湯税納期内納付事務取扱交付金の廃止	—	—	6,450	12,900	12,900	12,900	12,900	58,050		
	25 公用車の適正管理	—	—	—	—	4,400	4,400	4,400	13,200		
	27 レイクアリーナ箱根の運営見直し	—	—	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	150,000		
	31 消防職員の定数削減	—	40,040	43,256	51,264	51,264	51,264	51,264	288,352		
	35 ワーク・ライフ・バランスの推進	0	812	1,218	1,624	2,030	2,030	2,030	9,744		
年度計〔歳出削減分〕		0	41,249	91,465	106,390	111,196	111,196	111,196	572,692		
方針3	37 定住化の促進〔歳入増加分〕	—	—	700	1,400	2,800	2,800	2,800	10,500		
年度計		0	51,749	118,665	134,290	195,228	140,496	140,496	780,924		

(対象期間)

行財政改革アクションプラン：平成27～31年度

中期財政見通し：平成28～33年度

(財源不足額解消の対象となる収支改善効果額算定の考え方)

※1 行財政改革アクションプランと財政推計の期間が異なるため、次のとおり対応する。

① 行財政改革アクションプランの平成27年度効果額は対象外とする

② 行財政改革アクションプランの推進期間は、平成31年度までであるため、平成32・33年度は、効果が後年度に波及しない土地売払収入を除き平成31年度と同額の効果が継続するものとした

※2 行財政改革アクションプランの収支改善効果額のうち、既に財政推計に反映している次のものは対象外とする。

③ 財政推計では、財務課の土地売払い収入としてH28～31年度まで16,000千円/年=64,000千円計上しているため、行財政改革アクションプランの効果額118,732千円から64,000千円を控除した54,732千円を実質効果額とした

④ 財政推計では、都市整備課の土地売払い収入としてH28～33年度まで1,500千円/年=9,000千円計上しているため、行財政改革アクションプランの効果額7,500千円全額対象外とした

【参考資料1】新財源所要額の算出について〔④歳入歳出の見直し調査による収支改善効果額について〕

●歳出の削減による削減額 【財政推計未反映】

単位：千円

項目	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	計	備考
経常費の見直しによる削減効果額 計	—	14,288	14,288	14,288	14,288	14,288	14,288	85,728	
森のふれあい館運営業務委託料 (観光課)	—	6,576	6,576	6,576	6,576	6,576	6,576	39,456	賃金職員を直接雇用
職員健康管理委託料 (総務防災課)	—	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920	11,520	成人病予防検診委託の廃止
固定資産税閲覧システム整備委託 (税務課)	—	1,999	1,999	1,999	1,999	1,999	1,999	11,994	H27で終了
商工従業員永年勤続者表彰報償費 (観光課)	—	230	230	230	230	230	230	1,380	H28以降廃止
その他経常費削減分	—	3,563	3,563	3,563	3,563	3,563	3,563	21,378	
事業費の見直しによる削減効果額 計	—	2,280	2,196	2,280	2,196	2,280	2,196	13,428	
電気自動車普及促進事業 (財務課)	—	834	750	834	750	834	750	4,752	電気自動車の減
健康づくり推進事業 (健康福祉課)	—	356	356	356	356	356	356	2,136	温水プール水泳教室の回数見直し
敬老祝い金支給事業 (健康福祉課)	—	120	120	120	120	120	120	720	90歳祝金を10⇒8千円に変更
その他事業費削減分	—	970	970	970	970	970	970	5,820	
合 計	—	16,568	16,484	16,568	16,484	16,568	16,484	99,156	

●歳入（使用料）の改定による增收額 【財政推計反映済】

項目	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	計	備考
一般会計使用料の改定対象推計額 計	36,443	42,501	42,659	42,659	42,659	43,007	43,007	292,935	
保育園保育料 (子育て支援課)	8,223	9,867	9,867	9,867	9,867	9,867	9,867	67,425	H28平均20%改定
認定こども園保育料 (子育て支援課)	16,764	20,116	20,116	20,116	20,116	20,116	20,116	137,460	H28平均20%改定
宮ノ下浄化槽使用料 (上下水道温泉課)	3,356	3,318	3,476	3,476	3,476	3,824	3,824	24,750	H29:5%, H32:10%改定
総合体育館使用料 (生涯学習課)	8,100	9,200	9,200	9,200	9,200	9,200	9,200	63,300	H28: 町内者50%・町外者33%改定
特別会計使用料の改定対象推計額 計	749,204	749,000	801,013	801,013	801,013	841,063	841,063	5,583,369	
下水道使用料 (上下水道温泉課)	749,204	749,000	801,013	801,013	801,013	841,063	841,063	5,583,369	H29:10%, H32:10%改定
合 計	785,647	791,501	843,672	843,672	843,672	884,070	884,070	5,876,304	
料金改定による增收額（下水除き）	—	6,058	6,216	6,216	6,216	6,564	6,564	37,834	
料金改定による增收額（下水含み）	—	5,854	58,025	58,025	58,025	98,423	98,423	376,775	

(財源不足額解消の対象となる歳入歳出見直し調査結果の考え方)

- 歳入歳出見直し調査のうち財源不足額解消の対象として経常費と事業費の削減のみを対象としたもの。今回の歳入見直し調査において料金改定を予定しているものは、財政推計で反映済みであったもの。
- 経常費・事業費調査の削減可能項目について、「行財政改革アクションプランとの重複」、「財政推計で反映済みではないか」を確認し、重複・反映済み分を控除したものを財源不足額解消の対象となる削減額として整理することとした。
- 料金改定による增收額は、平成27年度予算額と各年度の推計額の差により算出した。

【参考資料2】主な税目の概要と課題について〔①町民税〕

1 町民税の概要

項目	内 容							
概要	<p>(個人)</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人住民税とは、町民税と県民税を合わせたもので町民税・県民税は、一定以上の所得のある納稅者が広く負担する均等割と納稅者の所得金額に応じて負担する所得割がある。 町と県では、震災対策事業などの財源を確保するため、地方税法の臨時特例法の施行に伴い、平成26年度から平成35年度までの10年間、臨時に個人町民税・県民税の均等割額をそれぞれ500円ずつ引き上げている。 平成19年度から県では、水源環境の保全・再生に継続的に取り組むため、県民税均等割額に300円、県民税所得割の税率に0.025%を上乗せする超過課税を実施している。 <p>(法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> 町内に事務所や事業所などがある法人に課される住民税で法人町民税には、町内での従業員数と資本金額から求める均等割と、法人税額に税率を乗じて求める法人税割がある。 							
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 個人住民税の家屋敷課税とは、1月1日現在において本町に家屋敷などを有する人で、本町に住所を有しない人に均等割が課税されるものである。（地方税法294条第1項第2号） これは、土地や家屋に課税される固定資産税とは別に、市町村内に家屋敷などを有することにより、その市町村内の行政サービス（ゴミの収集、消防、救急、防犯・防災など）を受けているという考えに基づき、一定の負担を課している。 均等割と法人税割の割合は6：4と均等割が上回る状況に変化はない。これは、均等割の納稅義務者に占める寮・保養所の割合が高いことによる。 県内では、神奈川県（水源環境保全税）と横浜市（みどり税）で水源環境の保全や緑地の保全など特定の事業の財源を確保することを目的に目的的な運用で超過課税を行っている。 							
增收規模	<ul style="list-style-type: none"> 法人税割の超過課税を県内市町村の多くが適用する税率を基に試算 <table border="1"> <thead> <tr> <th>税率</th> <th>税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12.1%</td> <td rowspan="2">11百万円</td> </tr> <tr> <td>資本金出資金・出資金の額が1億円超5億円以下 10.9%</td> </tr> <tr> <td>資本金出資金・出資金の額が、1億円未満 9.7%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	税率	税額	12.1%	11百万円	資本金出資金・出資金の額が1億円超5億円以下 10.9%	資本金出資金・出資金の額が、1億円未満 9.7%	
税率	税額							
12.1%	11百万円							
資本金出資金・出資金の額が1億円超5億円以下 10.9%								
資本金出資金・出資金の額が、1億円未満 9.7%								
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 法人税割の超過課税の場合、町民や小規模な観光事業者への影響が全くない。 							
課題	<ul style="list-style-type: none"> 法人税割の超過課税を導入しても、增收規模が11百万円であり財源補てんの解消にはならない。 個人住民税には、現在、復興増税分（均等割：平成36年度まで）、神奈川県水源環境保全税分（均等割・所得割：平成28年度まで）が、既に標準税率に加えて課税されており、町民税の超過課税を行う場合は、さらに課税することになることに加えて增收規模も小さいので財源補てんの解消にはならない。 							

【参考資料2】主な税目の概要と課題について [①町民税]

2 本町の個人町民税の状況

(1) 個人町民税現年度分調定額の推移

科目	平成16年度 千円	平成17年度 千円	平成18年度 千円	平成19年度 千円	平成20年度 千円	平成21年度 千円	平成22年度 千円	平成23年度 千円	平成24年度 千円	平成25年度 千円	構成比 %
町民税 (増減額)	847,339	669,968	663,764	834,607	891,081	828,469	762,028	754,980	737,331	730,324	100.0
個人均等割 (増減額)	—	▲ 177,371	▲ 6,204	170,843	56,474	▲ 62,612	▲ 66,441	▲ 7,048	▲ 17,649	▲ 7,007	—
個人所得割 (増減額)	29,940	31,480	34,437	34,953	35,595	34,899	34,959	33,108	32,616	32,619	4.5
個人所得割 (増減額)	—	1,540	2,957	516	642	△ 696	60	△ 1,851	△ 492	3	—
うち家屋敷等のみ (増減数)	817,399	638,488	629,327	799,654	855,486	793,570	727,069	721,872	704,715	697,705	95.5
納税義務者数 (増減数)	11,075	11,708	11,751	11,775	11,613	11,611	11,609	11,388	11,397	11,295	—
うち家屋敷等のみ (増減数)	—	633	43	24	▲ 162	▲ 2	▲ 2	▲ 221	9	▲ 102	—
うち家屋敷等のみ (増減数)	3,737	3,843	3,959	3,993	3,968	3,997	4,059	4,096	4,110	4,081	—
うち家屋敷等のみ (増減数)	—	106	116	34	▲ 25	29	62	37	14	▲ 29	—

出典：各年決算概要（現年分調定額）・課税状況調（納税義務者数）

(2) 本町の所得割納税義務者（給与所得者）1人当たりの総所得金額の推移

単位：人・千円

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
所得割 納税義務者数	6,005	6,071	6,028	6,086	6,013	5,955	5,879	5,639	5,597	5,510
総所得金額	17,632,967	17,007,453	17,030,563	17,351,987	16,971,469	16,063,131	15,824,145	14,970,095	14,862,981	14,515,548
1人当たり 総所得金額	2,936	2,801	2,825	2,851	2,822	2,697	2,692	2,655	2,656	2,634

出典：各年課税状況調

(3) 所得割納税義務者（給与所得者）の1人当たり総所得金額の国・県比較

区分	所得割納税義務者数 (人)	給与所得者の 総所得金額（千円）	給与所得者の1人当たり 総所得金額（千円）	箱根町を1とした 場合の指標
箱根町	5,510	14,515,548	2,634	1.00
全国計	44,218,225	143,935,057,024	3,255	1.24
神奈川県計	3,387,253	12,673,676,102	3,742	1.42

出典：平成26年度課税状況調

●個人町民税の特徴

- 均等割は、納税義務者数の増減はあるが、この10年間11,000人台で推移し、調定額にも大きな変化はない。これは、住民等のうち給与所得者等は減少しているが、納税義務者の約1/3を占める家屋敷課税分の納税義務者が増加傾向にあることから、全体としては、人口減少ほどの減は見られない
- 所得割の調定額は、平成16年度の8.2億円から平成15年度の7.0億円と10年間で1.2億円減少
- 税制改正による影響や高額納税者の影響以外の特徴としては、給与所得者の総所得金額の水準が低いことがあげられる
- 給与所得者1人当たりの総所得金額を国・県と比較すると、全国3,255千円、県3,742千円に対し本町は2,634千円と600～1,100千円低い水準である

【参考資料2】主な税目の概要と課題について [①町民税]

3 本町の法人町民税の状況

(1) 法人町民税現年度分調定額の推移

単位：千円・%

科目	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	構成比
町民税	362,607	342,035	408,884	405,832	334,235	339,357	350,872	312,277	330,238	315,324	100.0
	—	▲ 20,572	66,849	▲ 3,052	▲ 71,597	5,122	11,515	▲ 38,595	17,961	▲ 14,914	—
法人均等割	225,926	223,386	216,344	216,554	213,335	208,246	208,624	201,920	197,627	195,943	62.1
	—	▲ 2,540	▲ 7,042	210	▲ 3,219	▲ 5,089	378	▲ 6,704	▲ 4,293	▲ 1,684	—
法人税割	136,681	118,649	192,540	189,278	120,900	131,111	142,248	110,357	132,611	119,381	37.9
	—	▲ 18,032	73,891	▲ 3,262	▲ 68,378	10,211	11,137	▲ 31,891	22,254	▲ 13,230	—

出典：各年決算概要（現年分調定額）

(2) 本町の法人均等割の納稅義務者の内訳

単位：人・%

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	割合
寮・保養所	847	810	799	772	771	768	757	732	714	695	45.6
事務所等	883	874	863	859	855	853	849	839	832	829	54.4
合計	1,730	1,684	1,662	1,631	1,626	1,621	1,606	1,571	1,546	1,524	100.0

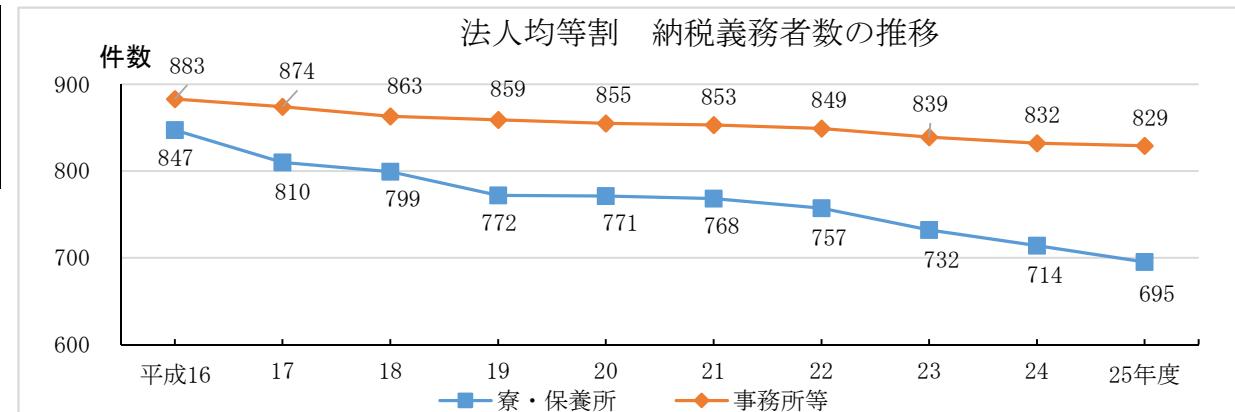
出典：税務課資料

(3) 県内町村の法人税割調定額 (H25年度)

単位：千円

順位	市町村名	調定額	順位	市町村名	調定額
1	寒川町	583,339	11	松田町	51,188
2	愛川町	571,505	12	二宮町	45,573
3	大井町	181,806	13	清川村	11,415
4	中井町	172,177	14	真鶴町	7,939
5	箱根町	119,381			
6	大磯町	108,089			
7	山北町	104,971			
8	湯河原町	62,035			
9	葉山町	60,054			
10	開成町	58,802			

出典：地方財政状況調査



●法人町民税の特徴

- 均等割と法人税割の割合は6:4と均等割が上回る状況に変化はない。これは、均等割の納稅義務者に占める寮・保養所の割合が高いことによる
- 均等割は、納稅義務者のうち寮・保養所が、平成16年度の847から平成25年度には695に152、▲17.9%減少していることにより調定額も0.3億円減少
- 法人税割は、平成18年度の事業収益の好転による増(+0.7億円)、平成20年度の事業収益の悪化による減(▲0.7億円)以外は、±0.3億円の範囲で推移
- 特徴として、県内の法人税割の調定額と比較すると、14団体中5位と高い水準にある。同じ観光地である湯河原町の約2倍の調定額であり、これは、高額納税法人の有無の違いによるものである

【参考資料2】主な税目の概要と課題について〔②固定資産税〕

1 固定資産税の概要

項目	内 容																																																							
概要	<ul style="list-style-type: none"> 土地及び家屋、償却資産を課税客体とし、その所有者を納稅義務者とする。 課税標準が固定資産の価格で変動するため、適正な価格について、土地及び家屋については3年ごと、償却資産については毎年評価を行い決定する。 土地及び家屋については、産業政策や住宅政策などの見地から、軽減特例を設けている例が少なくない。 標準税率は1.4%であるが、平成16年度の税制改正で制限税率2.1%は廃止された。 ただし、市町村の固定資産税の課税標準額の総額に対する一の納稅義務者に係る固定資産の課税標準額の割合が3分の2を超える場合であって、1.7/100を超える税率で課税する場合は、当該納稅義務者の意見を聞くものとされている。 普通交付税算定上は、標準税率を用いるため超過課税をした場合でも、現状では大規模償却資産の県課税が発生することはない。 仮に大規模償却資産の県課税が発生した場合も、町は超過税率による課税、県は標準税率による課税の棲み分けは可能である。 																																																							
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 町税全体に占める割合は69.3%で本町の基幹税目となっている。 町内外の納稅者の割合は約3:7となっている。【税額ベースで24.1%:75.9%・納稅義務者ベースで27.3%:72.7%】 																																																							
増収規模	<ul style="list-style-type: none"> 税率を1.7%まで上げる場合(0.1%ごと) <table border="1"> <thead> <tr> <th>税率</th><th>税額</th><th>税率</th><th>税額</th><th>税率</th><th>税額</th><th colspan="2">※ 税額は、調定額ベース 税率の()は、超過税率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.5%(+0.1%)</td><td>280百万円</td><td>1.6%(+0.2%)</td><td>560百万円</td><td>1.7%(+0.3%)</td><td>840百万円</td><td colspan="2" rowspan="3"></td></tr> </tbody> </table> <p>※ 新財源確保所要額7.5億円を勘案すると、税率は1.68%(+0.28%)となる</p>							税率	税額	税率	税額	税率	税額	※ 税額は、調定額ベース 税率の()は、超過税率		1.5%(+0.1%)	280百万円	1.6%(+0.2%)	560百万円	1.7%(+0.3%)	840百万円																																			
税率	税額	税率	税額	税率	税額	※ 税額は、調定額ベース 税率の()は、超過税率																																																		
1.5%(+0.1%)	280百万円	1.6%(+0.2%)	560百万円	1.7%(+0.3%)	840百万円																																																			
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 使途の制限がないため、財源補てんとして自由に財源を活用できる。 下水道やごみ処理、消防など生活に必要な事業において定住者だけでなく、来訪又は宿泊する観光客を加味した施設を整備し運営していることから多額の費用を要している。このようなことから、土地家屋等の所有者に課税される本税の超過課税は、受益者負担の意味合いからも税収確保に対して有効な手段と考えられる。 導入に際して、導入時間、職員の事務、システム改修等の負担が少ない。 単独増税でも財源不足を賄うことが可能である。 																																																							
課題	<ul style="list-style-type: none"> 超過課税を行う上で、その目的とされる下水道の整備やごみ処理、さらには消防の充実などの財政需要との関係から、都市計画税の課税や受益者負担金の扱いについて整理が必要となる。 財源不足により超過課税を行う場合、財政上の必要性を適時検証する必要がある 納稅義務者の約7割を占める町外在住者・事業者に対する説明が望まれる 約16,000の納稅義務者のうち町内外の納稅額上位30で増税額の約4割を占めるので、これらの負担が非常に大きい <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">増税額</th><th colspan="8">増税額別対象者数 (※税率1.68%で試算した結果による)</th></tr> <tr> <th>3千万超</th><th>3千万円未満~2千万円超</th><th>2千万円未満~1千万円超</th><th>1千万円未満~5百万円超</th><th>5百万円未満~3百万円超</th><th>3百万円未満~1百万円超</th><th>1百万円未満~50万円超</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>納稅額上位30(町外)</td><td>218百万円</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>6</td><td>16</td><td>3</td><td>0</td><td>30</td></tr> <tr> <td>納稅額上位30(町内)</td><td>81百万円</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>3</td><td>2</td><td>19</td><td>5</td><td>30</td></tr> <tr> <td>計</td><td>299百万円</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>9</td><td>18</td><td>22</td><td>5</td><td>60</td></tr> </tbody> </table> <p>・モデルケース上の増税額 専用住宅(木造2階建て)：土地・家屋の増税額計 約8千円、店舗併用住宅(木造2階建て)：土地・家屋の増税額計 約45千円</p>								区分	増税額	増税額別対象者数 (※税率1.68%で試算した結果による)								3千万超	3千万円未満~2千万円超	2千万円未満~1千万円超	1千万円未満~5百万円超	5百万円未満~3百万円超	3百万円未満~1百万円超	1百万円未満~50万円超	計	納稅額上位30(町外)	218百万円	1	2	2	6	16	3	0	30	納稅額上位30(町内)	81百万円	0	0	1	3	2	19	5	30	計	299百万円	1	2	3	9	18	22	5	60
区分	増税額	増税額別対象者数 (※税率1.68%で試算した結果による)																																																						
		3千万超	3千万円未満~2千万円超	2千万円未満~1千万円超	1千万円未満~5百万円超	5百万円未満~3百万円超	3百万円未満~1百万円超	1百万円未満~50万円超	計																																															
納稅額上位30(町外)	218百万円	1	2	2	6	16	3	0	30																																															
納稅額上位30(町内)	81百万円	0	0	1	3	2	19	5	30																																															
計	299百万円	1	2	3	9	18	22	5	60																																															

【参考資料2】主な税目の概要と課題について〔②固定資産税〕

2 固定資産税の決算額等

(1) 固定資産税の決算額

単位：千円

科目	平成10年度 (ピーク)	平成12年度 (評価替)	平成15年度 (評価替)	平成18年度 (評価替)	平成21年度 (評価替)	平成24年度 (評価替)	平成25年度	構成比 %
固定資産税 (増減額)	5,302,171	5,003,594	4,673,150	4,253,284	4,462,170	4,199,831	4,356,461	100.0
現年度分 (増減額)	—	▲ 298,577	▲ 330,444	▲ 419,866	208,886	▲ 262,339	156,630	
土地 (増減額)	5,181,861	4,936,465	4,597,978	4,170,523	4,388,390	4,135,558	4,168,293	95.7
家屋 (増減額)	—	▲ 245,396	▲ 338,487	▲ 427,455	217,867	▲ 252,832	32,735	
償却資産 (増減額)	2,217,104	2,072,322	1,679,955	1,467,398	1,409,210	1,319,071	1,289,401	29.6
交付金 (増減額)	2,401,034	2,298,908	2,266,096	2,174,887	2,236,025	2,167,744	2,201,353	50.5
償却資産 (増減額)	352,947	349,322	430,471	339,553	579,801	509,485	550,811	12.6
交付金 (増減額)	—	▲ 3,625	81,149	▲ 90,918	240,248	▲ 70,316	41,326	
滞納繰越分	210,776	215,913	221,456	188,685	163,354	139,258	126,728	2.9
滞納繰越分	—	5,137	5,543	▲ 32,771	▲ 25,331	▲ 24,096	▲ 12,530	
滞納繰越分	120,310	67,129	75,172	82,761	73,780	64,273	188,168	4.3

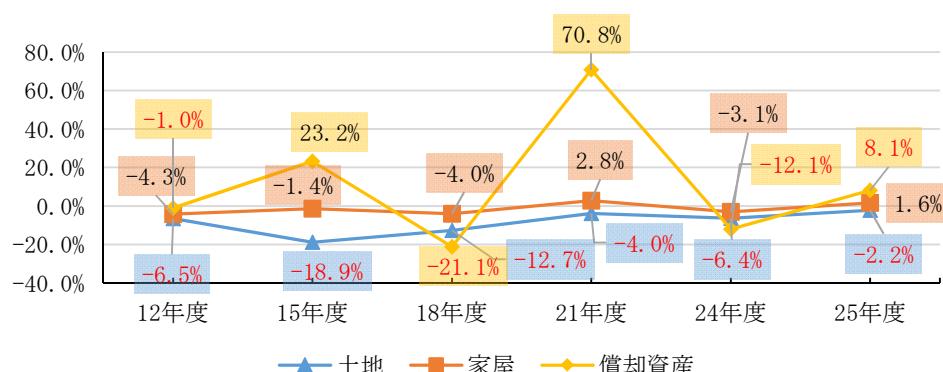
出典：各年度決算概要

(2) 固定資産税の納稅義務者数の割合

区分	町内	町外	計
納稅義務者数(人)	4,520	11,760	16,280
比率(%)	27.8	72.2	100
納稅額(千円)	1,085,252	2,790,648	3,875,900
比率(%)	28.0	72.0	100

出典：税務課資料（平成27年度予算ベース）

固定資産税決算額の増減率の推移



● 固定資産税の特徴

- 平成25年度の固定資産税の決算額は、43.5億円。平成10年度のピークから9.3億円、▲17.6%減少
- 平成10年度のピーク以降に5回あった3年毎の評価替えにおいて4回は、2~4億円の減収
- この内訳は、土地は全て5回全てマイナス、家屋は5回中4回マイナスであることが主な要因である
- 固定資産税の納稅義務者数は、町内が約3割の4,520人、町外が約7割の11,760人で町外が7割を超えている

【参考資料2】主な税目の概要と課題について〔②固定資産税〕

3 固定資産税の評価状況（土地）

(1) 固定資産税土地の評価状況

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
納税義務者人	10,411	10,449	10,453	10,419	10,499	10,538	10,538	10,593	10,618	10,601
筆数	24,700	24,797	24,910	24,816	24,968	25,018	25,059	25,212	25,327	25,333
地積 ① m ²	28,037,198	28,067,320	28,175,502	27,864,487	27,855,718	27,912,230	27,839,220	27,825,427	27,827,333	27,816,641
評価額 ② 千円	212,688,489	202,987,499	195,813,220	189,521,837	189,053,139	187,621,622	182,039,772	178,376,230	172,168,174	166,828,675
課税標準額 千円	118,375,906	112,187,985	108,794,093	106,129,071	105,820,522	104,552,288	102,193,239	100,376,078	97,634,762	94,676,217
平均価格③/① 円	7,586	7,232	6,950	6,802	6,787	6,722	6,539	6,411	6,187	5,997
増減率 %	—	▲ 4.7	▲ 3.9	▲ 2.1	▲ 0.2	▲ 1.0	▲ 2.7	▲ 2.0	▲ 3.5	▲ 3.1

出典：平成16～25年度統計はこねを一部加工

(2) 箱根町内の地価の状況

標準地番号	所在	地籍 (m ²)	都市計画用地地域	〔上段〕 1 m ² 当たりの価格 (円) ・ 〔下段〕 増減率 (%)									
				平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
箱根-1	宮城野字井戸久保1488番24	485	1低専	23,800	21,500	20,100	19,500	19,500	19,200	18,900	18,600	18,400	18,300
				—	▲ 9.7	▲ 6.5	▲ 3.0	0.0	▲ 1.5	▲ 1.6	▲ 1.6	▲ 1.1	▲ 0.5
箱根5-1	箱根字小田原町71番1	467	商業	113,000	110,000	108,000	107,000	107,000	106,000	104,000	103,000	102,000	101,000
				—	▲ 2.7	▲ 1.8	▲ 0.9	0.0	▲ 0.9	▲ 1.9	▲ 1.0	▲ 1.0	▲ 1.0
箱根(県)-1	二ノ平字南長尾1297番199	615	2低専	26,000	24,000	22,800	22,800	22,800	22,000	21,500	20,700	20,100	19,700
				—	▲ 7.7	▲ 5.0	0.0	0.0	▲ 3.5	▲ 2.3	▲ 3.7	▲ 2.9	▲ 2.0
箱根(県)5-1	湯本字白石下706番12他	104	商業	329,000	305,000	297,000	297,000	310,000	307,000	305,000	300,000	300,000	310,000
				—	▲ 7.3	▲ 2.6	0.0	4.4	▲ 1.0	▲ 0.7	▲ 1.6	0.0	3.3
箱根(県)-6	仙石原字中筋212番2	231	住居	63,000	59,700	57,500	56,300	55,800	53,400	51,800	49,800	48,000	46,500
				—	▲ 5.2	▲ 3.7	▲ 2.1	▲ 0.9	▲ 4.3	▲ 3.0	▲ 3.9	▲ 3.6	▲ 3.1

出典：各年の地価公示・地価調査より抜粋

● 固定資産税（土地）の特徴

- ・ 納税義務者数及び筆数は、大きな変化が無い
- ・ 地積の増減は、主に課税地目が所有権移転により非課税地目となったことによる
- ・ 土地の固定資産税評価額は、総額ベースで過去10年間で▲458億円下落したことにより、平均価格も▲1,589円下落している
- ・ この要因は、地価の下落が、平成20年度以降は、下落幅が緩やかとなっているものの、下げ止まるまでには至っていないことによる
ただし、湯本駅前は、駅舎リニューアルにより繁華性や利便性が向上し、平成25年度から地価が上昇している

【参考資料2】主な税目の概要と課題について〔②固定資産税〕

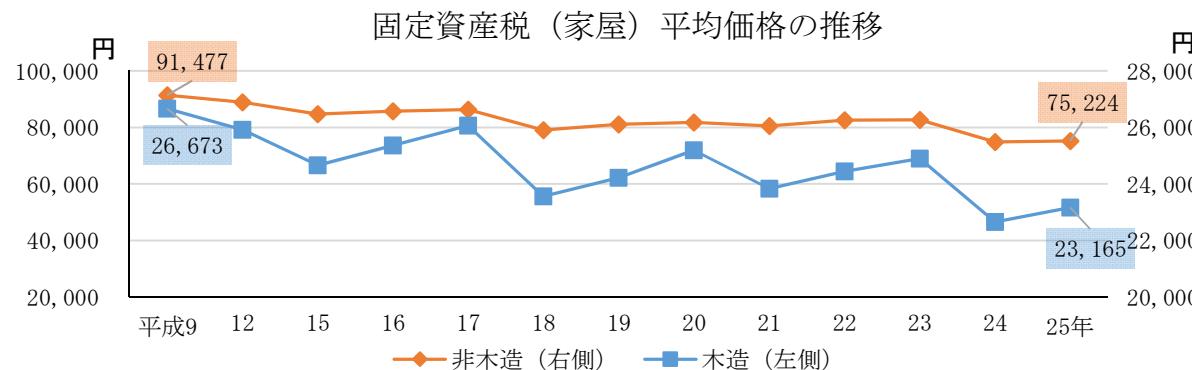
4 固定資産税の評価状況（家屋）

(1) 固定資産税評価状況（家屋 木造・非木造別家屋）

区分	納稅義務者	棟 数			床 面 積			決 定 價 格			平均 價 格		再建築費評点補正率		
		総 数	木 造	非木 造	総 数	木 造 (A)	非木 造 (B)	総 数	木 造 (C)	非木 造 (D)	木 造 C/A	非木 造 D/B	木 造 C/A	非木 造 D/B	
平成 9 年	人	9,989	12,683	6,042	6,641	2,254,612	845,567	1,709,045	178,892,404	22,553,490	156,338,914	26,673	91,477	0.96	0.92
平成 12 年		10,047	12,688	5,948	6,740	2,561,840	836,671	1,725,169	175,102,591	21,686,402	153,416,189	25,920	88,928	0.98	0.96
平成 15 年		10,302	8,148	5,660	2,488	2,585,261	818,728	1,766,533	169,839,859	20,192,727	149,647,132	24,664	84,712	0.96	0.96
平成 16 年		10,383	8,101	5,620	2,481	2,608,895	813,497	1,795,398	174,597,545	20,635,084	153,962,461	25,366	85,754	-	-
平成 17 年		10,389	8,032	5,569	2,463	2,601,731	807,491	1,794,240	176,040,455	21,046,131	154,994,324	26,064	86,384	-	-
平成 18 年		10,446	7,960	5,526	2,434	2,616,200	810,000	1,806,200	161,957,231	19,085,183	142,872,048	23,562	79,101	0.98	0.95
平成 19 年		10,523	8,973	6,208	2,765	2,649,587	806,880	1,842,707	168,994,124	19,537,050	149,457,074	24,213	81,107	-	-
平成 20 年		10,591	8,978	6,193	2,785	2,672,400	806,847	1,865,553	172,988,867	20,326,394	152,662,473	25,192	81,832	-	-
平成 21 年		10,626	9,525	6,732	2,793	2,665,900	804,612	1,861,288	169,076,626	19,173,781	149,902,845	23,830	80,537	1.03	1.04
平成 22 年		10,358	9,840	7,035	2,805	2,730,811	805,362	1,925,449	178,661,531	19,684,030	158,977,501	24,441	82,566	-	-
平成 23 年		10,730	9,813	7,020	2,793	2,742,651	806,133	1,936,518	180,228,743	20,070,530	160,158,213	24,897	82,704	-	-
平成 24 年		10,726	9,794	7,007	2,787	2,740,547	803,500	1,937,047	163,216,537	18,199,900	145,016,637	22,651	74,865	0.99	0.96
平成 25 年		10,733	9,766	6,991	2,775	2,727,240	800,459	1,926,781	163,482,278	18,542,674	144,939,604	23,165	75,224	-	-

※棟数の減少は、非木造（おもにマンション）について集計方法を部屋単位から棟単位へ変更したことによる

出典：各年度統計はこね・税務課資料



● 固定資産税（家屋）の特徴

- 近年は、木造家屋数は約6,900棟、非木造家屋は約2,800棟、計9,700棟で推移し、決定価格（評価額）は、平成11年度の1,862億933万円をピークに下がり続け、現在は1,634億8,228万円と約12.2%減となっている
- これは、平成10年度からの平均増加額（基準年度以外）が、評価額で6億4,044万円、税額で5,337万円あるものの、3年に一度の評価替え時に国から提示される「再建築費評点補正率」が平成9年度より木造・非木造とも1.00を割る状態が続き、平成9年度からの6回の評価替えの平均下落額は、評価額で102億1,095万円、税額では1億4,300万円となっていることによる

【参考資料2】主な税目の概要と課題について [②固定資産税]

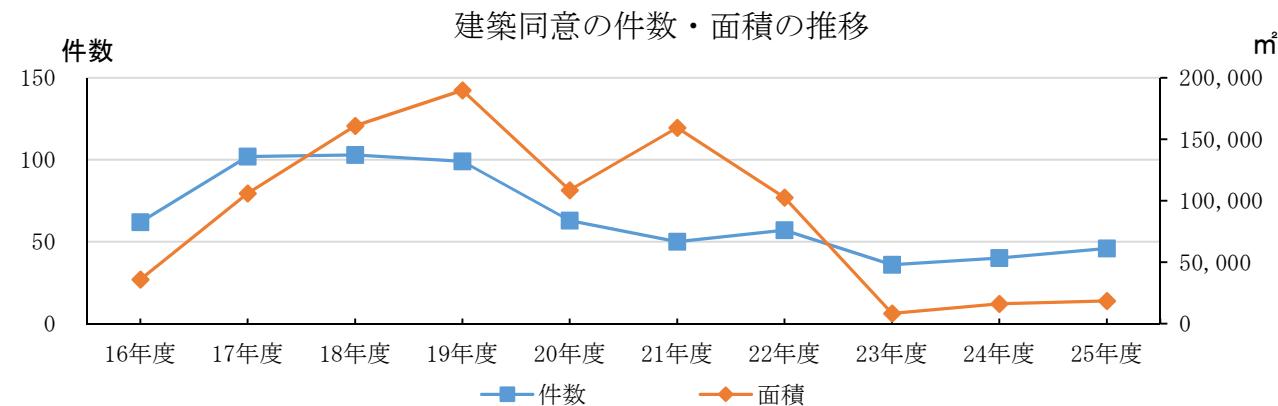
4 固定資産税の評価状況（家屋）

(2) 建築同意の処理状況

単位：千円

年度	合計										うち旅館、ホテル、宿泊所分									
	合計		新築		増築		改築		変更		合計		新築		増築		改築		変更	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成16年	62	35,875	51	34,147	9	547			2	1,180	9	19,302	6	18,513	2	277			1	512
平成17年	102	106,108	73	48,657	12	3,434			17	54,017	14	57,528	6	20,220	3	1,949			5	35,359
平成18年	103	160,852	66	106,229	13	3,031			24	51,592	13	29,262	11	23,343					2	5,918
平成19年	99	189,942	58	38,259	16	46,843			25	104,840	22	128,292	6	8,809	4	27,143			12	92,341
平成20年	63	108,657	40	26,628	13	18,818	1	65	9	63,147	13	77,950	4	11,541	5	16,911			4	49,498
平成21年	50	159,489	28	59,826	8	1,479			14	98,185	10	130,155	1	42,139	3	786			6	87,231
平成22年	57	102,660	32	21,377	4	320			21	80,963	2	1,369	2	1,369						
平成23年	36	8,290	30	7,765	5	296			1	229	2	1,228	1	999					1	229
平成24年	40	16,050	34	14,122	4	376			2	1,552	4	3,770	2	3,096	1	19			1	655
平成25年	46	18,414	39	13,655	5	392			2	4,366	11	13,798	9	9,588	1	281			1	3,929

出典：各年度消防年報



町内建物建築の状況（消防本部における確認申請同意件数ベース）

- 平成19年度までは合計で件数は100件前後、面積は10万m²で推移
- 平成20年度以降も平成22年度までは、件数は減少したが、面積は10万m²台で推移
- 平成23年度以降は、世界金融危機の影響等により件数、面積ともに大幅に減少している
- このうち旅館、ホテル宿泊所もほぼ同様の傾向で推移している

【参考資料2】主な税目の概要と課題について〔②固定資産税〕

5 固定資産税の評価状況（償却資産）

(1) 償却資産 町評価分の課税標準額

年	総額 千円	構築物 千円	機械及び装置 千円	船舶 千円	航空機 千円	車両及び 運搬具 千円	工具・器具 及び備品 千円
平成16年	21,521,989	10,651,823	3,551,128	224,747	—	530,085	6,564,206
平成17年	22,055,993	12,767,356	2,949,578	211,496	—	428,424	5,699,139
平成18年	19,801,452	11,560,504	2,633,612	206,947	—	292,114	5,108,275
平成19年	19,488,521	12,260,612	2,514,520	199,686	—	230,611	4,283,092
平成20年	19,193,335	7,497,600	4,698,155	950,375	—	979,587	5,067,618
平成21年	19,402,722	8,383,042	4,670,911	844,762	—	762,157	4,741,850
平成22年	22,723,117	13,398,689	3,774,583	667,056	—	559,389	4,323,400
平成23年	24,123,968	14,594,061	4,021,330	620,744	—	576,864	4,310,969
平成24年	19,675,278	11,816,602	3,007,484	615,013	—	470,763	3,765,416
平成25年	21,425,581	12,526,963	3,964,100	530,188	—	483,608	3,920,722

出典：各年度統計はこね

(2) 大規模償却資産の課税標準額と財政力指数の推移

単位：百万円

項目	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
大規模償却資産課税標準額	15,913	15,036	14,957	15,832	21,258	22,371	21,449	19,864	18,982	18,643
うち町課税分	15,913	4,320	4,320	10,225	14,993	22,371	12,092	19,864	18,982	18,643
うち県課税分	0	10,716	10,637	5,607	6,265	0	9,357	0	0	0
【参考】財政力指数（単年度）	1.562	1.605	1.637	1.580	1.572	1.534	1.581	1.527	1.487	1.440

出典：税務課資料

● 固定資産税（償却）の特徴

- ・償却資産については、平成20年度まで、基準財政収入見込額が前年度基準財政需要額に対してその割合が高く、その結果、大規模償却資産県課税が発生し、税額で5億円を下回っていた。（県課税は10年間の累計で5.9億円）
- ・しかし、財政力指数が1.4台へ下がってきたため、大規模償却資産全額を町で課税できるようになり、更に、大型の宿泊施設等のオープンや船舶の就航により課税標準額は200億円前後で推移している

【参考資料3】本町の歳入歳出の特徴について [③基準財政収入額との比較]

6 固定資産税の町内外納稅義務者の資産別税額及び資産数とその割合

①固定資産税（土地）

区分		町内				町外				計			
		筆数	割合	税額	割合	筆数	割合	税額	割合	筆数	割合	税額	割合
個人	住居	4,862 筆	13.1 %	89,836,906 円	8.4 %	1,155 筆	3.1 %	30,282,937 円	2.8 %	6,017 筆	16.2 %	120,119,843 円	11.2 %
	住居以外	5,366 筆	14.4 %	83,222,846 円	7.7 %	5,915 筆	15.9 %	165,780,137 円	15.4 %	11,281 筆	30.4 %	249,002,983 円	23.2 %
法人	住居	387 筆	1.0 %	10,691,837 円	1.0 %	307 筆	0.8 %	10,808,308 円	1.0 %	694 筆	1.9 %	21,500,145 円	2.0 %
	住居以外	6,866 筆	18.5 %	166,380,983 円	15.5 %	12,294 筆	33.1 %	517,913,362 円	48.2 %	19,160 筆	51.6 %	684,294,345 円	63.7 %
計		17,481 筆	47.1 %	350,132,572 円	32.6 %	19,671 筆	52.9 %	724,784,744 円	67.4 %	37,152 筆	100.0 %	1,074,917,316 円	100.0 %

※町内・町外及び個人・法人の区別は、登記上の住所及び名称によって区分した。

※住居・住居以外については、土地上に住居が所在する場合に適用する「住宅用地の軽減特例」により区分した。

②固定資産税（家屋）

区分		町内				町外				計			
		棟数	割合	税額	割合	棟数	割合	税額	割合	棟数	割合	税額	割合
個人	住居	4,439 棟	27.6 %	169,827,936 円	8.2 %	5,375 棟	33.4 %	329,650,885 円	15.9 %	9,814 棟	61.0 %	499,478,821 円	24.1 %
	住居以外	662 棟	4.1 %	33,565,449 円	1.6 %	634 棟	3.9 %	49,653,359 円	2.4 %	1,296 棟	8.1 %	83,218,808 円	4.0 %
法人	住居	476 棟	3.0 %	44,889,409 円	2.2 %	2,033 棟	12.6 %	207,498,121 円	10.0 %	2,509 棟	15.6 %	252,387,530 円	12.2 %
	住居以外	688 棟	4.3 %	243,495,718 円	11.7 %	1,788 棟	11.1 %	995,546,057 円	48.0 %	2,476 棟	15.4 %	1,239,041,775 円	59.7 %
計		6,265 棟	38.9 %	491,778,512 円	23.7 %	9,830 棟	61.1 %	1,582,348,422 円	76.3 %	16,095 棟	100.0 %	2,074,126,934 円	100.0 %

※課税に係る家屋の用途が、「居宅」「寄宿舎」「共同住宅」「併用住宅」及びそれに付随する「物置」「車庫」「付属家」を住居として集計し、「旅館」「保養所」「店舗」等は住居以外とした。

③固定資産税（償却資産）

区分		町内				町外				計			
		申告者数	割合	税額	割合	申告者数	割合	税額	割合	申告者数	割合	税額	割合
個人	住居	0 名	0.0 %	0 円	0.0 %	0 名	0.0 %	0 円	0.0 %	0 名	0.0 %	0 円	0.0 %
	住居以外	12 名	2.0 %	613,194 円	0.1 %	2 名	0.3 %	167,858 円	0.0 %	14 名	2.3 %	781,052 円	0.1 %
法人	住居	0 名	0.0 %	0 円	0.0 %	0 名	0.0 %	0 円	0.0 %	0 名	0.0 %	0 円	0.0 %
	住居以外	183 名	30.6 %	66,368,430 円	12.0 %	402 名	67.1 %	484,309,589 円	87.8 %	585 名	97.7 %	550,678,019 円	99.9 %
計		195 名	32.6 %	66,981,624 円	12.1 %	404 名	67.4 %	484,477,447 円	87.9 %	599 名	100.0 %	551,459,071 円	100.0 %

※償却資産は事業用資産のため、住居として利用する固定資産にはないもの。

※申告者数は、免税点（課税標準額1,500,000円）以上の納稅義務者を集計とする。

④固定資産税（区分所有）

区分		町内				町外				計			
		所有者数	割合	税額	割合	所有者数	割合	税額	割合	所有者数	割合	税額	割合
個人	住居	389 名	4.7 %	13,364,869 円	5.8 %	0 名	0.0 %	0 円	0.0 %	389 名	4.7 %	13,364,869 円	5.8 %
	住居以外	0 名	0.0 %	0 円	0.0 %	5,977 名	72.1 %	90,351,624 円	39.1 %	5,977 名	72.1 %	90,351,624 円	39.1 %
法人	住居	0 名	0.0 %	0 円	0.0 %	0 名	0.0 %	0 円	0.0 %	0 名	0.0 %	0 円	0.0 %
	住居以外	36 名	0.4 %	25,620,823 円	11.1 %	1,888 名	22.8 %	101,840,963 円	44.1 %	1,924 名	23.2 %	127,461,786 円	55.1 %
計		425 名	5.1 %	38,985,692 円	16.9 %	7,865 名	94.9 %	192,192,587 円	83.1 %	8,290 名	100.0 %	231,178,279 円	100.0 %

※区分所有とは、分譲マンションや会員制リゾートマンション等のように土地・家屋を持分割合で共有する形式である。その性質から、登記住所を町内とする個人所有は全て住居とし、それ以外を住居以外として集計したもの

【参考資料3】本町の歳入歳出の特徴について〔③基準財政収入額との比較〕

⑤固定資産税の税額計 (①～④の計)

固定資産税額ベース		町内		町外		計	
		税額	割合	税額	割合	税額	割合
個人	住居	273,029,711 円	6.9 %	359,933,822 円	9.2 %	632,963,533 円	16.1 %
	住居以外	117,401,489 円	3.0 %	305,952,978 円	7.8 %	423,354,467 円	10.8 %
法人	住居	55,581,246 円	1.4 %	218,306,429 円	5.6 %	273,887,675 円	7.0 %
	住居以外	501,865,954 円	12.8 %	2,099,609,971 円	53.4 %	2,601,475,925 円	66.2 %
計		947,878,400 円	24.1 %	2,983,803,200 円	75.9 %	3,931,681,600 円	100.0 %

- ・税額ベースでも、町内外の割合は、約3割が町内、約7割が町外となっている。
- ・しかし、納税義務者数では2割に満たない町外法人が、税額ベースでは全体の5割となっており、町税収入の根幹をなしている。
- ・また、資産を住居以外に利用している町外法人の割合は、土地・家屋では約5割、償却資産ではその大半を占めている。

7 固定資産税の町内外個人・法人納税義務者数内訳

⑥固定資産税納税義務者数

固定資産 納税義務者ベース		町内		町外		計	
		納税義務者数	割合	納税義務者数	割合	納税義務者数	割合
個人	住居	2,478 件	15.2 %	645 件	4.0 %	3,123 件	19.2 %
	住居以外	1,575 件	9.7 %	7,918 件	48.7 %	9,493 件	58.3 %
法人	住居	91 件	0.6 %	85 件	0.5 %	176 件	1.1 %
	住居以外	300 件	1.8 %	3,182 件	19.6 %	3,482 件	21.4 %
計		4,444 件	27.3 %	11,830 件	72.7 %	16,274 件	100.0 %

※「住宅用地の軽減特例」が適用された土地を1筆以上所有する納税義務者は、住居の所有として集計するもの。

- ・町内外の税義務者数の割合は、町内者が約3割、町外者が約7割となっている。
- ・全体の約6割が個人による住居以外の利用形態で、その大部分はリゾートマンションや別荘として利用している町外者である。
- ・全体の2割は、保有資産を保養所やホテルとして利用している町内外法人である。
- ・主に箱根町に居住している町内個人の割合は相対的に低い。

【参考資料2】主な税目の概要と課題について〔②都市計画税〕

1 都市計画税の概要

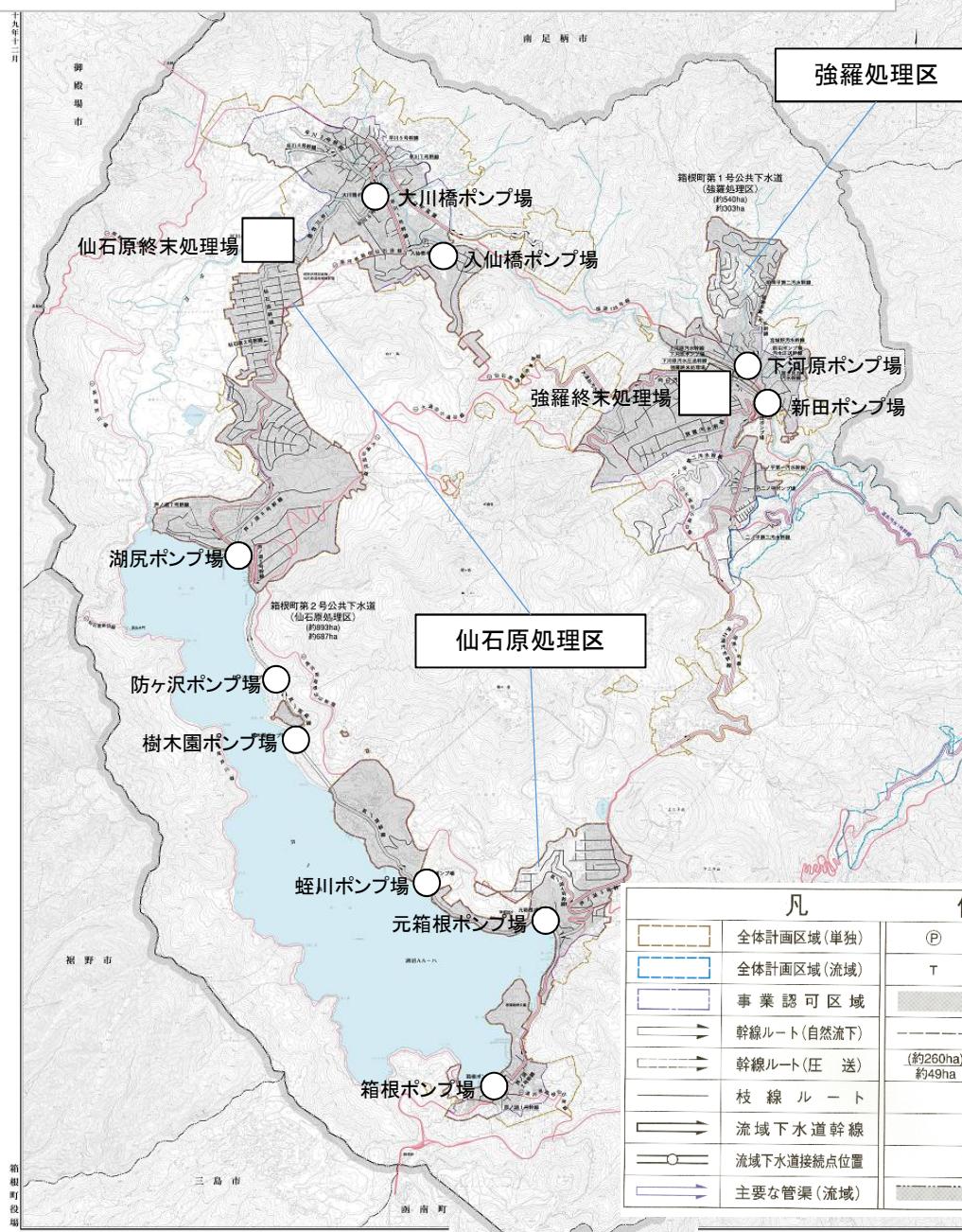
項目	内 容												
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるため、これらの事業の施行される市街化区域内に所在する土地及び家屋を課税客体とし（償却資産は対象外）、その所有者に課すことのできる法定目的税である。 ・課税標準は、固定資産税とほぼ同じであるが、特例については土地のみとなっているなど内容に一部違いがある。 ・本税は、制限税率が設定され、0.3%の範囲内で税率を定めなければならない。なお、賦課徴収は固定資産税とあわせて行われる。 												
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・本町のように市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない場合には、都市計画区域の全域または一部の区域で課税することも可能である。 												
増収規模	<ul style="list-style-type: none"> ・一部区域（都市計画用途地域外の山林等を除く）に課税する場合【19年度新税源等報告書に記載の条件により算出】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>税率</th><th>税額</th><th>税率</th><th>税額</th><th>税率</th><th>税額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1%</td><td>254百万円</td><td>0.2%</td><td>507百万円</td><td>0.3%</td><td>761百万円</td></tr> </tbody> </table> <p>※中期財政見通しでの下水道繰出金の推計額は270～422百万円であるため、導入する場合の税率は0.15%程度（381百万円）となる</p>	税率	税額	税率	税額	税率	税額	0.1%	254百万円	0.2%	507百万円	0.3%	761百万円
税率	税額	税率	税額	税率	税額								
0.1%	254百万円	0.2%	507百万円	0.3%	761百万円								
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・法定課税のため、導入は当町の判断で可能であり恒久的な財源として活用できる ・第3号公共下水道事業の都市計画決定により第1号、第2号公共下水道事業とともに町全域の下水道計画が明確となったことから、下水道整備財源に充てることができる。特に今後予定されている3号下水道の面整備時の財源補てんとしては有効であると考えられる。 												
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・主な充当先が下水道事業のみで説明が可能か再度検討する必要がある 19年度新税源報告書で充当対象となっていた広域ごみ処理施設整備事業は、現時点では広域処理の見込みがなく、現状で都市計画税を導入する場合は下水道事業及び都市計画街路事業のために課税することとなるため、この場合の考え方を整理する必要がある。 ・課税対象区域の設定を検証する必要がある 19年度報告書では、「町全域（非課税地域を除く）に課税するケースと一部区域（用途地域、用途地域外の公共下水道全体計画区域など）に課税するケースがあるが作業効率や財政面から検討が必要である。」と課題提起されている。 一般に都市計画事業による受益が全くない場合（へんぴな山林等）は課税区域から除外する必要があるため、下水道整備計画を勘案して区域決定する必要があり、その後、用途地域外周線（又は下水道全体計画区域外周線）に該当する地番が、1筆ごとに用途地域等内外のどちらに位置するか検証する必要がある。ただし、委託する場合、約10,000千円で1年程度の期間を要するものである。 ・賦課事務に人員増が必要である。（2名程度） ・同じ目的税である入湯税との充当先の調整が必要となる 都市計画税を導入し下水道事業繰出金に充当する場合、現在、下水道繰出金に充当されている入湯税を他に充当する必要があるが、入湯税収入約7億円に対し、下水道繰出金以外の入湯税の対象一般財源は4.9億円しかなく、差し引き2.1億円オーバーフローするため税率の調整等が必要となる。 ・下水道受益者負担金の扱いを明確にする必要がある 下水道受益者負担金については、負担を求めがたい経過があり、今日に至っている。このままでは条例違反となることから、「都市計画税」を導入に併せ「箱根都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」は廃止する必要がある。 												

【参考資料2】主な税目の概要と課題について〔②都市計画税〕

2 都市計画事業の概要

項目	内 容																																																																										
本町の 都市計画 決定の方針 について	<ul style="list-style-type: none"> 平成12年の都市計画法の改正により都道府県が、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、広域的な見地から、中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする都市計画区域の整備・開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）を定めることとされた。 具体的な都市計画区域マスタープランの内容は、広域的な土地利用、都市施設等について、将来のおおむねの配置、規模等を示すもので、個々の都市計画は、この都市計画区域マスタープランに定める都市の将来像及びその実現に向けた大きな道筋との間で齟齬がないよう決定する必要がある。（＝実質的には新たな都市計画決定を行う場合は、本プランへの位置付けが必要となる） 箱根都市計画区域においては、平成16年3月に県が当初の都市計画決定を行い、その後、概ね5年毎に見直しを行っている。現在、平成28年度中の見直しに向けて作業を進めているが、この素案において「おおむね10年以内に整備することを予定している主要な施設」は下水道の整備の継続のみである。 このため、新たな都市施設や市街地整備事業の都市計画決定や都市計画事業認可の予定はなく、H19新税源報告書の広域ごみ処理施設整備事業（見込）は、検討は続いているものの、現時点では整備が確定していないものである。 																																																																										
本町の都市 計画税の対 象について	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画税の使途は、都市計画事業認可を取得した事業のうち既に実施した事業、実施中の事業及び将来実施する事業のために必要な直接、間接の費用であり、当該事業のために起債した公債費、事業の実施に必要な事務費や調査費も含まれる。 																																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>都市計画事業認可</th> <th colspan="7">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画道路</td> <td>関所通り線</td> <td>H12. 2～H19. 3</td> <td>事業完了</td> <td>H26末起債残高</td> <td>267百万円</td> <td>(H39年度まで)</td> <td>約30百万円／年)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">公共下水道</td> <td>第1号公共下水道</td> <td>S48. 3～H28. 3</td> <td>事業継続中</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2号公共下水道</td> <td>S59. 2～H28. 3</td> <td>事業継続中</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3号公共下水道</td> <td>H20. 3～H32. 3</td> <td>事業継続中</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										区分	名称	都市計画事業認可	備考							都市計画道路	関所通り線	H12. 2～H19. 3	事業完了	H26末起債残高	267百万円	(H39年度まで)	約30百万円／年)			公共下水道	第1号公共下水道	S48. 3～H28. 3	事業継続中							第2号公共下水道	S59. 2～H28. 3	事業継続中							第3号公共下水道	H20. 3～H32. 3	事業継続中																							
区分	名称	都市計画事業認可	備考																																																																								
都市計画道路	関所通り線	H12. 2～H19. 3	事業完了	H26末起債残高	267百万円	(H39年度まで)	約30百万円／年)																																																																				
公共下水道	第1号公共下水道	S48. 3～H28. 3	事業継続中																																																																								
	第2号公共下水道	S59. 2～H28. 3	事業継続中																																																																								
	第3号公共下水道	H20. 3～H32. 3	事業継続中																																																																								
下水道事業 について	<ul style="list-style-type: none"> 以上により、都市計画税を導入する場合の使途は、主に下水道事業となるが、現状の整備状況は次のとおりである <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">面積 (ha)</th> <th colspan="2">面積整備率 (%)</th> <th colspan="3">人口 (人)</th> <th colspan="2">人口普及率 (%)</th> </tr> <tr> <th>全体計画A</th> <th>認可計画B</th> <th>整備済C</th> <th>対全体(C/A)</th> <th>対認可(C/B)</th> <th>行政人口D</th> <th>計画人口E</th> <th>処理人口F</th> <th>対行政(F/D)</th> <th>対計画(F/E)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号公共下水道(単独)</td> <td>540</td> <td>307</td> <td>275.06</td> <td>50.9</td> <td>89.6</td> <td>3,524</td> <td>3,300</td> <td>2,821</td> <td>80.1</td> <td>85.5</td> </tr> <tr> <td>第2号公共下水道(単独)</td> <td>893</td> <td>693</td> <td>537.49</td> <td>60.2</td> <td>77.6</td> <td>4,837</td> <td>4,340</td> <td>4,202</td> <td>86.9</td> <td>96.8</td> </tr> <tr> <td>第3号公共下水道(流域)</td> <td>260</td> <td>49</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>3,947</td> <td>1,080</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,693</td> <td>1,049</td> <td>812.55</td> <td>48.0</td> <td>77.5</td> <td>12,308</td> <td>8,720</td> <td>7,023</td> <td>57.1</td> <td>80.5</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 本町の下水道事業は、3処理区に分かれており、第1号・第2号公共下水道は単独処理、第3号公共下水道は、平成17年度に酒匂川流域下水道への編入が決定し、平成19年度に都市計画決定及び都市計画事業認可の手続きを行い、現在、流域幹線の整備を行っている状況であるため、面整備は未着手の状況である。 また第1号・第2号公共下水道の整備状況は、人口普及率は、行政人口ベースで8割を超えており対認可計画の面積整備率も8割前後である。しかしながら、対全体計画ベースの整備率は、第1号5割、第2号6割と400ha以上の未整備区域に加え第3号260haが未着手の状況であり、都市計画区域マスタープランに掲げている20年以内の全域整備は、困難な状況である。 										区分	面積 (ha)			面積整備率 (%)		人口 (人)			人口普及率 (%)		全体計画A	認可計画B	整備済C	対全体(C/A)	対認可(C/B)	行政人口D	計画人口E	処理人口F	対行政(F/D)	対計画(F/E)	第1号公共下水道(単独)	540	307	275.06	50.9	89.6	3,524	3,300	2,821	80.1	85.5	第2号公共下水道(単独)	893	693	537.49	60.2	77.6	4,837	4,340	4,202	86.9	96.8	第3号公共下水道(流域)	260	49	0	0.0	0.0	3,947	1,080	0	0.0	0.0	計	1,693	1,049	812.55	48.0	77.5	12,308	8,720	7,023	57.1	80.5
区分	面積 (ha)			面積整備率 (%)		人口 (人)			人口普及率 (%)																																																																		
	全体計画A	認可計画B	整備済C	対全体(C/A)	対認可(C/B)	行政人口D	計画人口E	処理人口F	対行政(F/D)	対計画(F/E)																																																																	
第1号公共下水道(単独)	540	307	275.06	50.9	89.6	3,524	3,300	2,821	80.1	85.5																																																																	
第2号公共下水道(単独)	893	693	537.49	60.2	77.6	4,837	4,340	4,202	86.9	96.8																																																																	
第3号公共下水道(流域)	260	49	0	0.0	0.0	3,947	1,080	0	0.0	0.0																																																																	
計	1,693	1,049	812.55	48.0	77.5	12,308	8,720	7,023	57.1	80.5																																																																	

【参考図面】箱根町公共下水道事業管内図（平成19年12月作成）



【都市計画税課税の問題点① 課税区域の明確化】

- H19新税源報告書では、都市計画区域内の一部課税として『用途地域 + 用途地域以外の山林、原野、池沼を除外した区域』が提案された。
- この場合、用途地域線界の外周線1筆ごとに用途地域内外か判定する必要があり、H21年度に税務課の複合公図(未定稿)をもとに都市整備課が用途地域の外周線を表示する作業を行っている。
- この結果、実測線界や高架線界など公図上で正確な線を表示できないものがあると課題に挙げており、さらに、当時の作業は、未定稿の複合公図をもとに手作業で色分けして表示したものであり、あくまでも内部資料として扱うべきものである。
- この経過を踏まえて、H26年度にこの成果をもとにデジタルマッピングの手法にて調査を実施した場合の参考見積もりを徴取したが、概算10百万円、1年弱を要するとのことである



【都市計画税課税の問題点② 未整備区域の扱い】

- H19新税源報告書では、都市計画区域内の一部課税として『用途地域 + 用途地域以外の山林、原野、池沼を除外した区域』が提案された。
- この場合、特に用途地域内の下水道未整備区域の扱いが課題となる
(用途地域内で長期間未整備が想定される区域)
 - 1号…緑の村付近、芦之湯地区
 - 2号…仙石原地区の外周部
 - 3号…旧道沿いの区域、温泉地域
- これらの区域も課税した場合、本町の都市計画税課税による受益は下水道のみであるのに、その恩恵を10・20年単位でまったく受けられない可能性が強いため、課税区域の再調査時は、この問題も整理したうえで実施する必要があると考えられる

【参考資料2】主な税目の概要と課題について〔③入湯税〕

1 入湯税の概要

項目	内 容																																																																											
概要	<ul style="list-style-type: none"> 環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、観光施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備に要する費用に充てるため、鉱泉浴場の入湯行為に対して課す法定目的税である。納税者は入湯客であるが、入湯施設の経営者等による特別徴収方式を取っている。 入湯税の標準税率は150円であるが、目的税である性格を鑑みて制限税率の定めはない。 本町では、日帰り入湯税50円、宿泊入湯税150円と不均一課税を行っている。 																																																																											
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 本町は、昭和61年以降、入湯客数が全国1位であり、その税収もトップを維持している。 (平成25年度入湯税額 1位 箱根町6.9億円、2位札幌市4.2億円、3位熱海市4.0億円) 																																																																											
増収規模	<ul style="list-style-type: none"> 日帰り、宿泊ともに50円増税した場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>増税額※</th> <th>増収規模</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日帰り入湯税</td> <td>50円（100円）</td> <td>78百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿泊入湯税</td> <td>50円（200円）</td> <td>205百万円</td> <td>超過課税</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 増税額の（）は、増税後の税額 ※ 中期財政見通しの入湯税対象事業を勘案すると増税する場合の税率は日帰り分を標準税率150円する程度（156百万円）となる</p>				区分	増税額※	増収規模	備考	日帰り入湯税	50円（100円）	78百万円		宿泊入湯税	50円（200円）	205百万円	超過課税																																																												
区分	増税額※	増収規模	備考																																																																									
日帰り入湯税	50円（100円）	78百万円																																																																										
宿泊入湯税	50円（200円）	205百万円	超過課税																																																																									
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 住民からの反対は少ないと考えられる。 観光事業者についても、他税目の増税による自己負担の増よりも、入湯税の増税の方が理解が得られやすいと考えられる。 																																																																											
課題	<ul style="list-style-type: none"> 標準税率以下の不均一課税である日帰り入湯客への税率のあり方の検討が優先される 多くの入湯税導入団体では、日帰りも宿泊も税率が同じことが多く、また、近年では宿泊施設でも日帰りを対象とした営業を行っており、さらに日帰り専用の施設も増加していることから、入湯税の見直す場合は、日帰り分の見直しが優先される。ただし、施設の入場料金等が異なるため区分により不均一課税を行う検討も必要である。 組合等の関係団体や特別徴収義務者である関係業者に協力を依頼する必要がある 増税しても入湯税のみでは財源不足を賄うことができないため、他の手段と併用する必要がある 都市計画税を導入し下水道事業繰出金に充当する場合、現在、下水道繰出金に充当されている入湯税を他に充当する必要があるが、入湯税収入約7億円に対し、下水道繰出金以外の入湯税の対象一般財源は4.9億円しかなく、差し引き2.1億円オーバーフローするため税率の調整等が必要となる。 																																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>入湯税充当状況</th> <th>事業費(千円) ①</th> <th>特定財源(千円) ②</th> <th>一般財源(千円) ③</th> <th>構成比% ④=③への充当額</th> <th>入湯税充当額(千円) ⑤=③-④</th> <th>充当残(千円) ⑥=③-⑤</th> <th>【参考】公債費 充当可能額※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境衛生施設の整備</td> <td>551,495</td> <td>0</td> <td>551,495</td> <td>65.4</td> <td>403,968</td> <td>58.3</td> <td>147,527</td> </tr> <tr> <td>うち下水道繰出金</td> <td>360,000</td> <td>0</td> <td>360,000</td> <td>42.7</td> <td>263,699</td> <td>38.1</td> <td>96,301</td> </tr> <tr> <td>鉱泉源の保護管理施設</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>消防施設等の整備</td> <td>472,445</td> <td>458,554</td> <td>13,891</td> <td>1.6</td> <td>10,175</td> <td>1.5</td> <td>3,716</td> </tr> <tr> <td>観光の振興</td> <td>189,339</td> <td>33,218</td> <td>156,121</td> <td>18.5</td> <td>156,121</td> <td>22.5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>観光施設の整備</td> <td>132,099</td> <td>9,863</td> <td>122,236</td> <td>14.5</td> <td>122,236</td> <td>17.7</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,345,378</td> <td>501,635</td> <td>843,743</td> <td>100.0</td> <td>692,500</td> <td>100.0</td> <td>151,243</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>約2億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 本町の入湯税の使途に公債費を加える場合、約2億円程度見込まれるが、この場合、観光分野への充当割合がさらに低下することへの対応や公債費の何割まで充当するかなどの課題を整理する必要がある</p>				入湯税充当状況	事業費(千円) ①	特定財源(千円) ②	一般財源(千円) ③	構成比% ④=③への充当額	入湯税充当額(千円) ⑤=③-④	充当残(千円) ⑥=③-⑤	【参考】公債費 充当可能額※	環境衛生施設の整備	551,495	0	551,495	65.4	403,968	58.3	147,527	うち下水道繰出金	360,000	0	360,000	42.7	263,699	38.1	96,301	鉱泉源の保護管理施設	0	0	0	0.0	0	0.0	—	消防施設等の整備	472,445	458,554	13,891	1.6	10,175	1.5	3,716	観光の振興	189,339	33,218	156,121	18.5	156,121	22.5	0	観光施設の整備	132,099	9,863	122,236	14.5	122,236	17.7	0	計	1,345,378	501,635	843,743	100.0	692,500	100.0	151,243								約2億円
入湯税充当状況	事業費(千円) ①	特定財源(千円) ②	一般財源(千円) ③	構成比% ④=③への充当額	入湯税充当額(千円) ⑤=③-④	充当残(千円) ⑥=③-⑤	【参考】公債費 充当可能額※																																																																					
環境衛生施設の整備	551,495	0	551,495	65.4	403,968	58.3	147,527																																																																					
うち下水道繰出金	360,000	0	360,000	42.7	263,699	38.1	96,301																																																																					
鉱泉源の保護管理施設	0	0	0	0.0	0	0.0	—																																																																					
消防施設等の整備	472,445	458,554	13,891	1.6	10,175	1.5	3,716																																																																					
観光の振興	189,339	33,218	156,121	18.5	156,121	22.5	0																																																																					
観光施設の整備	132,099	9,863	122,236	14.5	122,236	17.7	0																																																																					
計	1,345,378	501,635	843,743	100.0	692,500	100.0	151,243																																																																					
							約2億円																																																																					

【参考資料2】主な税目の概要と課題について [③入湯税]

2 入湯税の状況

(1) 入湯税調定額の推移

単位：千円・%

科目	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	構成比
入湯税 (増減率)	625,067 - 15.3	720,615 ▲ 1.3	711,344 ▲ 0.1	710,305 ▲ 1.5	699,804 ▲ 2.4	682,736 2.7	701,351 1.5	711,679 ▲ 1.1	703,670 ▲ 2.7	684,674 1.4	694,341 ▲ 8.5	635,404 8.0	686,304 ▲ 0.4	683,828 - 100.0	
宿泊分 (増減額)	625,067 - 2.2	638,955 ▲ 2.7	621,636 ▲ 0.2	620,325 ▲ 1.3	612,390 ▲ 1.3	604,168 2.4	618,465 2.4	633,289 ▲ 1.1	626,478 ▲ 2.8	608,727 1.8	619,857 ▲ 8.7	566,038 8.9	616,569 ▲ 1.5	607,462 - 88.8	
日帰り分 (増減額)	0 - 皆増	81,660 9.9	89,708 0.3	89,980 ▲ 2.9	87,414 ▲ 10.1	78,568 5.5	82,886 ▲ 5.4	78,390 ▲ 1.5	77,192 ▲ 1.6	75,947 ▲ 1.9	74,484 ▲ 1.9	69,366 ▲ 6.9	69,735 0.5	76,366 9.5	11.2 - 100.0

出典：各年決算概要及び税務課資料

(2) 入湯税調定人数の推移

単位：千円・%

科目	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	構成比
入湯税 (増減率)	4,167,111 41.4	5,892,893 0.8	5,938,402 ▲ 0.1	5,935,101 ▲ 1.8	5,830,875 ▲ 4.0	5,599,152 3.2	5,780,821 0.2	5,789,722 ▲ 1.2	5,720,355 ▲ 2.5	5,577,125 0.8	5,622,070 ▲ 8.2	5,160,906 6.7	5,505,154 1.3	5,577,063 - 100.0	
宿泊分 (増減額)	4,167,111 - 2.2	4,259,697 ▲ 2.7	4,144,238 ▲ 0.2	4,135,502 ▲ 1.3	4,082,601 ▲ 1.3	4,027,788 2.4	4,123,099 2.4	4,221,928 ▲ 1.1	4,176,518 ▲ 2.8	4,058,178 1.8	4,132,382 ▲ 8.7	3,773,584 8.9	4,110,460 ▲ 1.5	4,049,748 - 72.6	
日帰り分 (増減額)	- 1,633,196 - 皆増	1,794,164 9.9	1,799,599 0.3	1,748,274 ▲ 2.9	1,571,364 ▲ 10.1	1,657,722 5.5	1,567,794 ▲ 5.4	1,543,837 ▲ 1.5	1,518,947 ▲ 1.6	1,489,688 ▲ 1.9	1,387,322 ▲ 6.9	1,394,694 0.5	1,527,315 9.5	27.4 - 100.0	

出典：税務課資料

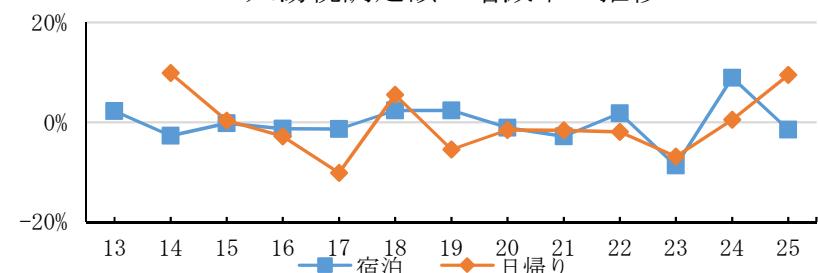
(3) 入湯税の特別徴収義務者の推移

単位：事業所

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	構成比
旅館・ホテル	251	247	247	239	241	237	228	48.7
寮・保養所	318	299	287	255	244	231	223	47.6
その他施設	20	19	19	18	16	16	17	3.6
計	589	565	553	512	501	484	468	100.0
増減率	- ▲ 4.1	- ▲ 2.1	- ▲ 7.4	- ▲ 2.1	- ▲ 3.4	- ▲ 3.3	- -	- -

出典：税務課資料

入湯税調定額の増減率の推移



● 入湯税の特徴

- 平成13年度から日帰り入湯税として50円課税したことにより0.8億円の増となり、以降調定額は7億円前後で推移している
- 平成20・21年度の減は、世界的な金融危機による景気悪化、平成23年度の減と平成24年度の増は、東日本大震災の影響による
- 宿泊分は、特別徴収義務者のうち「旅館・ホテル」、「寮・保養所」が減少傾向にあることから調定額も平成25年度は6.1億円と平成12年度の6.3億円から若干の減となっている
- 日帰り分は、過去13年間で±10%程度の増減があるが、平成14・18・25年度は新規の日帰り入浴施設の開設による増、平成17年度は、首都圏近郊に大規模な日帰り温泉施設が開設されたことによる

【参考資料2】主な税目の概要と課題について〔④法定外税〕

1 法定外税の概要

項目	内 容																																																		
概要	<ul style="list-style-type: none"> 自治体がその財政収入の自主統制を図りえる余地を設ける見地から、地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができる。これを「法定外税」といい、「法定外税」を新設（変更）する場合は、条例可決後、総務大臣との協議・同意の手続きが必要とされている。 平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設された。 さらに、国の関与を縮小する観点から、許可要件であった税源の存在と財政需要の存在の要件が廃止された。 また、平成16年度税制改正により、既存の法定外税について、税率の引き下げ、廃止、課税期間の短縮を行う場合には総務大臣への協議・同意の手続が不要となったほか、特定の納税義務者に係る税収割合が高い場合には、条例制定前に議会でその納税者の意見を聴取する制度が創設された。 一連の改正により、全国の地方公共団体において法定外税の課税に向けた研究が活発に行われたが、平成26年4月1日現在の市町村における法定外税の導入状況は、13団体であり実際の導入は進んでいない状況である。 この要因は、法定税の隙間を課税客体とした税なので高税収をあげる基幹税となりえないこと。また、宿泊施設や駐車場などで特別徴収を行う場合は、住民の合意だけでなく事業者の協力も必要となるため、導入への理解が必要となることがあげられる。 さらに、本町の場合、新規需要は理解を得やすくかつ課税も速やかに行えるが、自然環境の保護などは理解は得やすいものの、課税対象が特定しにくく、徴収コストに見合う増収が見込めず、費用対効果の面から難しいものがあると考えられる。 																																																		
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 全国市町村の導入状況（総務省HPより） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>導入団体数</th> <th>H24決算額</th> <th>主な導入団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定外普通税</td> <td>6件</td> <td>14億円</td> <td>別荘等所有税（熱海市）6億円、狭小住戸集合住宅税（豊島区）4億円、使用済核燃料税（川内市）4億円、歴史と文化の環境税（太宰府市）0.7億円、砂利採取税（山北町）0.1億円、空港連絡橋利用税（泉佐野市）</td> </tr> <tr> <td>法定外目的税</td> <td>7件</td> <td>14億円</td> <td>環境未来税（北九州市）8億円、使用済核燃料税（柏崎市）6億円、山砂利採取税（城陽市）0.2億円、環境協力税（伊是名村他2村）0.2億円、遊漁税（富士河口湖町）0.1億円</td> </tr> </tbody> </table> H19新税源報告書以降、市町村で新たに法定外税を導入したのは、大阪府泉佐野市の空港連絡橋利用税と伊平屋村・渡嘉敷村の環境協力税のみであるもの 						区分	導入団体数	H24決算額	主な導入団体	法定外普通税	6件	14億円	別荘等所有税（熱海市）6億円、狭小住戸集合住宅税（豊島区）4億円、使用済核燃料税（川内市）4億円、歴史と文化の環境税（太宰府市）0.7億円、砂利採取税（山北町）0.1億円、空港連絡橋利用税（泉佐野市）	法定外目的税	7件	14億円	環境未来税（北九州市）8億円、使用済核燃料税（柏崎市）6億円、山砂利採取税（城陽市）0.2億円、環境協力税（伊是名村他2村）0.2億円、遊漁税（富士河口湖町）0.1億円																																	
区分	導入団体数	H24決算額	主な導入団体																																																
法定外普通税	6件	14億円	別荘等所有税（熱海市）6億円、狭小住戸集合住宅税（豊島区）4億円、使用済核燃料税（川内市）4億円、歴史と文化の環境税（太宰府市）0.7億円、砂利採取税（山北町）0.1億円、空港連絡橋利用税（泉佐野市）																																																
法定外目的税	7件	14億円	環境未来税（北九州市）8億円、使用済核燃料税（柏崎市）6億円、山砂利採取税（城陽市）0.2億円、環境協力税（伊是名村他2村）0.2億円、遊漁税（富士河口湖町）0.1億円																																																
法定外税の導入事例	<ul style="list-style-type: none"> 導入済みの法定外税のうち、本町の導入対象となりそうなものは、次のとおりである <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>導入団体</th> <th>税目</th> <th>導入時期</th> <th>H24決算額</th> <th>課税内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">別荘、ホテル等への課税</td> <td>熱海市</td> <td>別荘等所有税 (普通税)</td> <td>S51. 4～</td> <td>555百万円</td> <td>家屋所有者で住民票と税申告のない方：650円/m²</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>宿泊税 (目的税)</td> <td>H14. 10～</td> <td>1,070百万円</td> <td>都内のホテル・旅館に宿泊する方：100～200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駐車場利用者への課税</td> <td>岐阜県</td> <td>乗鞍環境保全税 (目的税)</td> <td>H15. 5～</td> <td>18百万円</td> <td>乗鞍鶴ヶ池駐車場の利用者：300～3,000円</td> </tr> <tr> <td>太宰府市</td> <td>歴史と文化の環境税 (普通税)</td> <td>H15. 5～</td> <td>65百万円</td> <td>市内の一時有料駐車場の利用者：50～500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特定の観光客への課税</td> <td>富士河口湖町</td> <td>遊漁税 (目的税)</td> <td>H13. 7～</td> <td>10百万円</td> <td>河口湖の釣り客：200円</td> </tr> <tr> <td>伊是名村</td> <td>環境協力税 (目的税)</td> <td>H17. 4～</td> <td>4百万円</td> <td>村に入域する者：100円</td> </tr> <tr> <td>政策誘導を目的とした課税</td> <td>豊島区</td> <td>狭小住戸集合住宅税 (普通税)</td> <td>H16. 6～</td> <td>369百万円</td> <td>区内に新たに生ずる狭小住戸集合住宅の戸数：50万円</td> </tr> </tbody> </table> 						区分	導入団体	税目	導入時期	H24決算額	課税内容	別荘、ホテル等への課税	熱海市	別荘等所有税 (普通税)	S51. 4～	555百万円	家屋所有者で住民票と税申告のない方：650円/m ²	東京都	宿泊税 (目的税)	H14. 10～	1,070百万円	都内のホテル・旅館に宿泊する方：100～200円	駐車場利用者への課税	岐阜県	乗鞍環境保全税 (目的税)	H15. 5～	18百万円	乗鞍鶴ヶ池駐車場の利用者：300～3,000円	太宰府市	歴史と文化の環境税 (普通税)	H15. 5～	65百万円	市内の一時有料駐車場の利用者：50～500円	特定の観光客への課税	富士河口湖町	遊漁税 (目的税)	H13. 7～	10百万円	河口湖の釣り客：200円	伊是名村	環境協力税 (目的税)	H17. 4～	4百万円	村に入域する者：100円	政策誘導を目的とした課税	豊島区	狭小住戸集合住宅税 (普通税)	H16. 6～	369百万円	区内に新たに生ずる狭小住戸集合住宅の戸数：50万円
区分	導入団体	税目	導入時期	H24決算額	課税内容																																														
別荘、ホテル等への課税	熱海市	別荘等所有税 (普通税)	S51. 4～	555百万円	家屋所有者で住民票と税申告のない方：650円/m ²																																														
	東京都	宿泊税 (目的税)	H14. 10～	1,070百万円	都内のホテル・旅館に宿泊する方：100～200円																																														
駐車場利用者への課税	岐阜県	乗鞍環境保全税 (目的税)	H15. 5～	18百万円	乗鞍鶴ヶ池駐車場の利用者：300～3,000円																																														
	太宰府市	歴史と文化の環境税 (普通税)	H15. 5～	65百万円	市内の一時有料駐車場の利用者：50～500円																																														
特定の観光客への課税	富士河口湖町	遊漁税 (目的税)	H13. 7～	10百万円	河口湖の釣り客：200円																																														
	伊是名村	環境協力税 (目的税)	H17. 4～	4百万円	村に入域する者：100円																																														
政策誘導を目的とした課税	豊島区	狭小住戸集合住宅税 (普通税)	H16. 6～	369百万円	区内に新たに生ずる狭小住戸集合住宅の戸数：50万円																																														
	<p>※ 制度の詳細は別紙のとおり</p>																																																		

【参考資料2】主な税目の概要と課題について〔④法定外税〕

2 法定外税の導入事例の検討結果

法定外税の導入に当たり、他市町村の実例を基に検証した結果は次のとおりである

区分	概要	本町導入における課題
別荘・ホテル等への課税	熱海市 別荘等所有税 普通税 S51. 4～ 555百万円 <ul style="list-style-type: none"> 別荘、マンション等に住民票を置く人は、少なく、課税は住民税の均等割と固定資産税、都市計画税のみでは、ごみ処理やインフラ管理の公共コストの応分の負担にまで至らない場合もあることから、財政需要を補うために導入。 延床面積 1 m²につき年額650円を課税し、ごみ、し尿施設、下水道施設、消防施設等の整備を図っている。 固定資産税とは、建物の評価額が考慮されていないことから重複課税ではないという解釈がなされている。 	<ul style="list-style-type: none"> 二次的住居（セカンドハウス）には、戸建、マンション、会員制ホテルという種別があるが、本税は、棟数が増加している会員制ホテルを課税対象としているために公平性に課題が残る。 住民票と税申告のない方に課税されるが、固定資産税における別荘概念の改正（毎月1回以上利用していれば別荘として認定されない）に対する整理が必要である 熱海市は、都市計画税を制限税率で課税のうえ本税を課税しているので、本町も都市計画税が優先されるべきである。
	東京都 宿泊税 目的税 H14. 10～ 1,070百万円 <ul style="list-style-type: none"> 国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光振興を図る施策に要する費用に充てるため導入。 都内のホテル又は旅館に宿泊する者に、宿泊料金1万円以上は100円、1万5,000円以上は200円を課税している。 ビジネス客等の目的の宿泊者もいるといった反対も多い 	<ul style="list-style-type: none"> 入湯税に重ねて課税される宿泊施設が多いため反対が予想される 目的税の場合、使途が入湯税と重複するため、財源補てんにはならない。 リゾート制会員ホテルの取り扱いに課題がある
駐車場利用者への課税	岐阜県 乗鞍環境保全税 目的税 H15. 5～ 18百万円 <ul style="list-style-type: none"> 乗鞍地域の環境保全に係る施策の費用（環境影響評価、環境パトロール、自然環境指導員の設置等）に充てるため、乗鞍鶴ヶ池駐車場の利用者に課税している 観光バス：3,000千円、一般乗合バス：2,000円 大型自動車：1,500円、普通自動車300円 	<ul style="list-style-type: none"> 課税地域設定、徴収方法の設定に課題がある。 違法駐車の助長、公共交通機関利用者に課さない理由が必要 目的税の場合、使途が入湯税と重複するため、財源補てんにはならない。
	太宰府市 歴史と文化の環境税 普通税 H15. 5～ 65百万円 <ul style="list-style-type: none"> 市固有の歴史的文化遺産の保全及び観光資源の保全整備を図り、環境にやさしい町の創造を主眼においていたまちづくりを推進するため（太宰府ブランド創造協議会、観光情報整備など）一時有料駐車場に駐車する利用者に課税している。 大型バス500円、マイクロバス300円、乗用車100円、自転車を除く二輪車50円 	<ul style="list-style-type: none"> 課税地域設定、徴収方法の設定に課題がある。 違法駐車の助長、公共交通機関利用者に課さない理由が必要 目的税の場合、使途が入湯税と重複するため、財源補てんにはならない。
特定観光客への課税	富士河口湖町 遊漁税 目的税 H13. 7～ 10百万円 <ul style="list-style-type: none"> 河口湖及びその周辺地域の環境の美化及び施設（駐車場、公衆便所、周辺道路等）の整備費用に充てるため導入。 遊漁者1人1日につき200円を課税 	<ul style="list-style-type: none"> 富士河口湖町の課税額から試算すると、当町の年間釣り客は2.9万人程度なので、5.8百万円の課税規模にしかならず、釣り客の減少も懸念される。 ※ 平成26年遊漁人員 芦ノ湖漁協 26,646人 + 早川漁港 2,154人 = 28,800人 ≈ 2.9万人
	伊是名村 環境協力税 目的税 H17. 4～ 4百万円 <ul style="list-style-type: none"> 島内環境の美化、環境の保全、観光施設の維持整備の費用に充てるため、旅客船、飛行機等により入域する者に対して100円課税しているもの 	<ul style="list-style-type: none"> 伊是名村（いぜなそん）は、島であり入島者が把握できるが、本町では把握が困難である。

【参考資料3】地方交付税の状況について [①地方交付税の状況]

1 地方交付税の状況

(1) 地方交付税の推移

科目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
地方交付税	45,472	43,463	32,597	43,522	39,640	38,229	30,488	47,955	40,175	123,872
普通交付税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別交付税	45,472	43,463	32,597	43,522	39,640	38,229	30,488	47,955	40,175	123,872

単位：千円

出典：地方財政状況調査

(2) 基準財政需要額・収入額等の推移

科目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
基準財政需要額	3,110,487	3,013,861	3,071,911	3,022,943	2,975,930	2,931,718	3,021,772	3,096,482	3,101,206	3,172,406	3,090,156
基準財政収入額	5,113,881	4,932,844	4,853,052	4,786,649	4,843,488	4,774,566	4,679,809	4,745,261	4,484,398	4,454,181	4,515,963
交付基準額	▲ 2,003,394	▲ 1,918,983	▲ 1,781,141	▲ 1,763,706	▲ 1,867,558	▲ 1,842,848	▲ 1,658,037	▲ 1,648,779	▲ 1,383,192	▲ 1,281,775	▲ 1,425,807
財政力指数(単年度)	1.644	1.637	1.58	1.583	1.628	1.629	1.549	1.532	1.446	1.404	1.461

単位：千円

出典：各年度普通交付税算定台帳

(3) 財政力が高いことによる影響（大規模償却資産の県課税状況）

項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
県課税分		150,024	148,921	78,493	87,709	0	130,998	0	0	0	0
町課税分	222,779	60,480	60,480	143,155	209,901	313,194	169,289	278,100	265,751	261,001	294,221
H16～26の県課税分の計										596,145	

単位：千円

(4) 平成25年度 市町村財政力指数（3か年平均）

（上位10市町村）

順位	県名	市町村名	財政力指数
1	愛知県	飛島村	2.08
2	北海道	泊村	2.01
3	山梨県	山中湖村	1.86
4	青森県	六ヶ所村	1.58
5	長野県	軽井沢町	1.49
6	千葉県	浦安市	1.47
7	神奈川県	箱根町	1.46
8	山梨県	忍野村	1.42
9	東京都	武蔵野市	1.41
10	新潟県	刈羽村	1.38

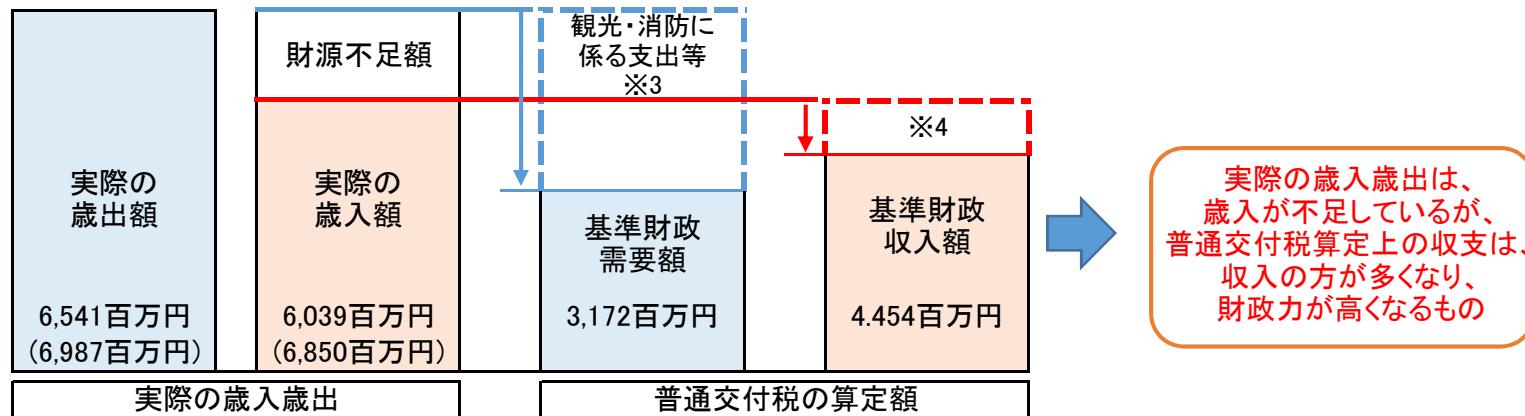
出典：総務省HP「平成25年度市町村の主要財政指標」

● 地方交付税の特徴

- ・ 地方交付税は、普通交付税は財政力が1を超えていたため交付がなく、雪害等の経費に対して交付される特別交付税のみ
- ・ 財政力指数は、平成17年度までは1.6を超えていたが、それ以降は減少傾向
- ・ 平成25年度の不交付団体は、1,719市町村中48団体のみ。このうち財政力指数の順位は全国7位（10位以内の観光地は、軽井沢町のみ）
- ・ この要因は、消防やごみ処理、下水道などに係る経費が人口をベースに算定され、観光客に係るこれらの経費分が実態に即して反映されず、基準財政需要額よりも基準財政収入額が多くなるため、財政力が高くなることによる
- ・ 財政力指数が1.6を超える場合、大規模償却資産は県課税となるため、過去10年間で5.9億円県課税となっている
- ・ この他にも、国庫補助金等で措置されていたものが、制度改革等により普通交付税措置とされた場合、町の財源で対応することとなる（子宮頸がんワクチン定期接種化により普通交付税措置に移行など）
- ・ また、平成26年度の税制改正による法人税割（税率12.3%→9.7%）の国税化は、本町の場合、単に税収が減となり、町財政に多大な影響を与えている

【参考資料3】地方交付税の状況について [①地方交付税の状況]

2 本町の実際の歳出と普通交付税算定(イメージ図)



※1 実際の歳出額は、一般財源ベースの歳出額(入湯税充当額を除く)

※2 実際の歳入額は、基準財政収入額の対象科目の実決算額

※3 基準財政需要額の算定上は、算定対象外となる部分が大きい(観光に係る支出など)

※4 基準財政収入額は、観光施設等からの税収を含めた実際の収入額から一定額を差し引く形で算出するため、理論上の支出より多くなる